市連会3月定例会説明資料 令和7年3月12日 脱炭素・GREEN×EXPO推進局 GREEN×EXPO推進課

GREEN×EXPO 2027の機運醸成について【情報提供】

1 事業の趣旨

GREEN×EXPO 2027 (2 0 2 7年国際園芸博覧会) は、令和7年3月19日に開催2年前を迎えます。これを契機に、開催2年前限定の新たなデザイン等により、横浜の街を彩り、「GREEN×EXPO 2027」の更なる機運の醸成を図ります。

引き続き、GREEN×EXPOの開催に向け、自治会町内会はじめ、市民の皆様と共に盛り上げていきたいと考えています。ぜひ、ご期待ください。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 事業の概要

「GREEN×EXPO」で車体をラッピングした電車を初運行!			
・車体広告(ラッピングトレイン)	【運行期間】3月上旬~5月末 (予定)		
・ 車内広告 (アドトレイン)	【運行期間】2月下旬~3月末 (予定)		
都心部や地元瀬谷区・旭区を GREEN	×EXPO で彩り、祝祭感を演出!		
カウントダウンボードの設置	【設置期間】3月19日~GREEN×EXPO終了まで(予定)		
会場周囲の仮囲いの装飾	【実施期間】3月19日~当面		
横浜都心部や会場周辺駅の装飾			
・壁面広告:横浜駅、新横浜駅、 元町・中華街駅、瀬谷駅 等			
・柱巻き広告 : 馬車道駅、新横浜駅	【実施期間】3月初旬から順次実施予定		
• 階段広告:新横浜駅、馬車道駅			

*詳細は、別添「令和7年3月4日 記者発表資料」をご覧ください。

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課 広報担当 電話 045-671-4627 /FAX 045-212-1223 メール da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp

横浜市記者発表資料

明日をひらく都市 OPEN×PIONEER YOKOHAMA

令 和 7 年 3 月 4 日 脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課

「GREEN×EXPO 2027」 開催まであと**2年**! 横浜の街なかを彩り、開催への期待感を高めていきます

令和7年3月19日に、GREEN×EXPO 2027(2027年国際園芸博覧会)の開催2年前を迎えます。それを契機に、開催2年前限定の新たなデザイン等により、横浜の街を彩り、「GREEN×EXPO 2027」のさらなる機運の醸成を図ります。





〈開催2年前限定デザイン〉

1「GREEN×EXPO」で車体をラッピングした電車を初運行!

横浜市営地下鉄において初のラッピングトレインを運行!その他にも、横浜市内に乗り入れる鉄道各社の車内を「GREEN×EXPO 2027」のデザインで彩り、「GREEN×EXPO 2027」の認知度を高めます。

- (1) 車体広告(ラッピングトレイン)
 - ・横浜市営地下鉄(ブルーライン、グリーンライン:各1編成) 【運行期間】3月上旬~5月末(予定)
- (2) 車内広告(アドトレイン)
 - ・相鉄線(全編成)、横浜市営地下鉄(ブルーライン、グリーンライン: 各1編成)、JR京浜東北・根岸線(1編成) 東急線(5編成)、京急線(1編成)、シーサイドライン(2編成) 【運行期間】2月下旬~3月末(予定)(各線により時期が異なります)



〈横浜市営地下鉄車体広告イメージ〉



〈車内広告イメージ〉

裏面あり



GREEN×EXPO 2027

YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月~9月 横浜・上瀬谷

2 都心部や地元瀬谷区・旭区を GREEN×EXPO で彩り、祝祭感を演出!

GREEN×EXPOの地元瀬谷区や旭区、新幹線の発着駅である新横浜駅にGREEN×EXPO仕様のカウントダウンボード等を設置します。また、開催2年前限定の新たなデザインにより街なかを彩り、開催2年前の祝祭感を演出します。

(1) カウントダウンボードの設置

・瀬谷駅北口広場、三ツ境駅ペデストリアンデッキ、 新横浜駅交通広場 【設置期間】3月19日~GREEN×EXPO終了まで(予定)



〈カウントダウンボード 設置イメージ〉

(2) 会場周囲の仮囲いの装飾

・GREEN×EXPO 2027の会場となる旧上瀬谷通信施設の工事現場の 仮囲いを、市内の中学生がGREEN×EXPOをイメージして描いた 絵画やGREEN×EXPOデザインで装飾 【実施期間】3月19日~当面



(3) 横浜都心部や会場周辺駅の装飾

・壁面広告:横浜駅、新横浜駅、元町・中華街駅、瀬谷駅 等

・柱巻き広告:馬車道駅、新横浜駅・階段広告:新横浜駅、馬車道駅【実施期間】3月初旬から順次実施予定

〈仮囲い 装飾イメージ〉



〈馬車道駅 階段広告イメージ〉

2027年国際園芸博覧会「GREEN×EXPO 2027」の概要

開催場所 : 神奈川県横浜市(旧上瀬谷通信施設)

開催期間 : 2027年3月19日(金)~ 2027年9月26日(日)

テーマ :幸せを創る明日の風景 ~Scenery of the Future for Happiness~

博覧会区域:約100ha(内、会場区域80ha)

クラス : A 1 (最上位) クラス(AIPH承認+BIE認定) 参加者数 : 1500万人(有料来場者数:1,000万人以上) 公式マスコットキャラクター 「トゥンクトゥンク」

©Expo 2027

お問合せ先

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課担当課長 古市 悟志 TEL:045-671-4866





市連会3月定例会説明資料 令和7年3月12日 本 赤 十 字 社 神奈川県支部横浜市地区本部

令和7年度日本赤十字社会費募集について【協力依頼】

日頃より、日本赤十字社の活動に御協力いただき誠にありがとうございます。 令和7年度の日本赤十字社の会費募集について、次のとおり御依頼いたします。

1 事業の趣旨

日本赤十字社は、国際救援活動、災害救護活動、医療事業、社会福祉事業、救急法等の講 習など幅広い活動を展開しています。

これらの活動は、個人や法人の皆様から御協力いただいている会費等によって賄われて います。

このため、一人でも多くの方々に赤十字の思想、活動を理解していただくとともに、赤十 字社の使命を十分に果たすため、会費募集への御協力をお願いしております。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。 定例会等で周知をお願いします。

【御依頼事項】

(1) 令和7年度日本赤十字社会費募集について

ア 日本赤十字社神奈川県支部からの令和7年度募集依頼額(横浜市内) 208,593,000円 (前年度同額)

イ 一世帯あたりの金額(参考額)

200円程度

(2) 募集活動に伴うチラシ等の配布について

3 実施期間

令和7年5月(赤十字運動月間)を中心とする通年

4 添付資料

- (1) 令和7年度日本赤十字社神奈川県支部事業パンフレット(A5版)
- (2) 令和7年度日本赤十字社神奈川県支部社資募集チラシ(A4版)

日本赤十字社 神奈川県支部 横浜市地区本部 (横浜市 健康福祉局 福祉保健課)

長澤、板垣

電話 045-671-4044 /FAX 045-664-3622

団体見学も大歓迎!

見て、触れて、体験する「かながわ赤十字情報プラザ」







自治会・町内会等の研修や、小学校の校外学習先としても大人気な赤十字展示室。AED や災害時工アーテント(仮設診療所)、地雷模型など多数の展示のほか、体験コーナーも 充実。見学される方のご要望に応じて、ガイドが解説します。お気軽にお越しください。

【入館料】無料

【場 所】〒231-8536 横浜市中区山下町70-7 日本赤十字社神奈川県支部 みなとみらい線「日本大通り駅」3番出口より徒歩1分 IR京浜東北線・横浜市営地下鉄ブルーライン「関内駅 | 徒歩10分



神奈川県支部

Japanese Red Cross Society

〒231-8536 横浜市中区山下町70-7 TEL 045-681-2123(代表)











日赤 かながわ













赤十字活動資金にご協力をお願いします。

皆さまのご支援を安心に

日頃から赤十字に対しご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

日本赤十字社は、地域福祉やボランティア活動など、

地域に根ざした活動を行っております。

そして、災害が発生すると自治体や地域住民の方々と協力して救護活動を行うなど、 地域と密接なかかわりがあります。

いかなる状況下であっても、日本赤十字社の使命は変わりません。

地域の皆さまのいのちと健康、尊厳を守る活動をこれからも続けてまいります。

INTRODUCTION

日本赤十字社のはじまり

事業紹介

決算報告/事業予算

会費(活動資金)のご協力方法 12

やなしたちの神奈川だから

CONTENTS

つなげたい

2	税制上の優遇措置について	14
4	表彰について	15
6	市区町村の赤十字担当窓口	16
11	神奈川県内の赤十字施設	18
12	去十字についての08人	19

皆さまに ご活用いただけます!!

災害からあなたと大切な人を守る 「赤十字防災プログラム」





災害に関する講義や、読み物による過去の災害の追体験、地域防災マップ(DIG)づくり、ひなんじょたいけんゲームなど、大規模災害時に重要な「自助」「共助」の力を養い、いのちを守るための取り組みを地域コミュニティで考えるための、自治会や町内会、学校などに向けたセミナーを行っています。

~神奈川県支部の活動の一例をご紹介~

人間のいのちと健康を守る 「救急法等講習」



心肺蘇生やAEDの使い方、子どものけがの 手当や災害時の高齢者支援など、各種講習 を行っています。

いのちを守る体験教室 「赤十字de自由研究」



夏休みにあわせ、小学生と保護者を対象に 赤十字について学び、救命手当など楽しく体 験ができます。

今からおよそ170年前

スイス人のアンリー・デュナンは、1859年のイタリア統一戦争の激戦地ソルフェリーノで悲惨なありさまを目の当たりにし、傷ついて放置されていた人々を敵味方の区別なく救護しました。 赤十字が誕生した瞬間です。現在、赤十字はそのネットワークを191の国と地域に広げ、紛争・ 災害時における傷病者の救護活動をはじめ、災害対策、復興支援、医療・保健、青少年育成など 幅広い人道支援活動を行っています。



アンリー・デュナン

人間を救うのは、人間だ。 Our world. Your move.

一 日本赤十字社スローガン ー

日本赤十字社



佐野 常E



赤十字本社(東京都港区)



西南戦争時の救護所

1867年に佐賀藩士の佐野常民(初代社長) は、パリ万博の派遣団に加わり、現地で赤十字の展示を見て「敵味方の区別なく、救う」という赤十字精神に感動しました。

1877年には西南戦争がおこり、多くの兵士が戦野に倒れました。佐野はアンリー・デュナンと同じ考えのもとに「博愛社」を設立し、敵味方の区別なく救護にあたりました。その後、日本がジュネーブ条約に加入し、「日本赤十字社」と改称しました。

神奈川県支部の紹介



旧神奈川県庁舎



関東大震災における臨時救護



日本赤十字社神奈川県支部(横浜市中区)

全国47都道府県にある日本赤十字社の支部のひとつとして、1887年に「神奈川県委員部」が誕生(神奈川県庁内)。1896年に「神奈川県支部」と改称しました。

災害救護活動をはじめ、救急法の普及やボランティア活動の推進などの拠点として活動を展開しています。さらに、県内全ての地域の人々に赤十字の活動が届くよう、赤十字事業の推進を担う事務局(地区・分区)を設置しています。(p.16参照)

災害救護事業



いつ起こるか 分からない 災害に備えて できること



災害が発生すると被災地に救護班を派遣し、「医療救護活動」や「こころのケア活動」を行います。また、被災者に救援物資をお届けするほか、義援金の受付も行います。神奈川県内では救護班を15班編成し、5つの倉庫(横浜市中区・港北区、横須賀市、南足柄市、箱根町)に次の救援物資を備蓄しています。

救援物資の例



毛布

保管や配送を考 えて真空パックで 圧縮しています。



緊急セット

ラジオ、懐中電灯、マスク やウェットティッシュ等の 衛生用品などが収納され ています。



安眠セット

マットレス・空気 枕・アイマスクな どが収納されて います。

援護物資 洗剤、歯ブラシ

洗剤、歯ブラシ、タオルなどの身の回りの品を収納し、県内各市区町村の窓口に配備しています。火災・風水害などの際に配布します。

救急法等の講習



大切な人を 救うため それはあなたに できること



いのちと健康を守るための具体的な知識と技術を伝える講習を、ボランティア指導員の協力のもと、神奈川県内各地で開催しています。

2023年度講習開催実績			参加人数
救急法	救命手当や応急手当の知識・技術を学びます。	677₪	15,177人
水上安全法	水難事故防止、おぼれた人の救助の方法について学びます。	80回	1,561人
雪上安全法	雪上の事故防止、けが人の救助の方法について学びます。	当年度は開催いたしませんでした	
健康生活支援講習	高齢期を健やかに生きるための知識や、 高齢者の自立に役立つ介護技術などについて学びます。	79 🛮	1,603人
幼児安全法	乳幼児期に起こりやすい事故の予防とけがの手当、 かかりやすい病気の対処方法について学びます。	140回	2,315人

合計976回 20,656人

血液事業



安全な血液を安定的に届けるために

国や地方公共団体などと協力し、血液製剤の安全性の向上と安定供給に努めています。神奈川県内では、7カ所の献血ルームと11台の献血バスなどにより、皆さまから献血のご協力をいただいています。



国際活動

救うために



災害・紛争・病気… 世界中で 苦しむ人を



191の国と地域に広がる赤十字のネットワークを生かし、災害や紛争による被災者の救援活動と開発途上国における防災・保健衛生などの支援活動を行っています。令和7年度神奈川県支部では、救急法普及支援事業(ラオス)、防災強化事業(インドネシア)、保健医療支援事業(モンゴル)などに取り組みます。

社会福祉事業



社会的支援を必要とする人のために

様々な事情により家庭で生活できない子ども、介護が必要な高齢者、障がいを持ち社会的な支援を必要とする方々が、安心して生活を送れるよう、全国で28の社会福祉施設を運営しています。神奈川県内では、視覚障がい者のための総合的な福祉施設である「神奈川県ライトセンター」を運営しています。



白杖での歩行訓練

赤十字ボランティア



赤十字の 使命とする 人道的な活動を 実践しています



1859年、戦時に、敵・味方の区別なく負傷者の救護をしたのが赤十字ボランティアの始まりです。時代が変わっても「苦しんでいる人を救いたい」という思いは変わりません。神奈川県内に日本初の奉仕団が発足してから78年、今では93団、約2万人の奉仕団員が活躍しています。赤十字の活動は、奉仕団をはじめとする赤十字ボランティアによって支えられています。

青少年赤十字



子どもたちの「主体性」を育むために

赤十字の精神に基づいた態度目標「気づき」「考え」「実行する」を掲げ、様々な活動が学校教育の中で展開されています。けがの予防と応急手当などを学ぶ「健康安全プログラム」や、災害の備えを学ぶ「防災教育プログラム」の普及推進に力を入れています。



※神奈川県ライトセンター:神奈川県の指定管理者として運営しています。

医療事業



皆さまに 信頼される 病院の運営を 目指して



全国で91の病院を運営し、災害医療拠点病院の役割をはじめ、各地域における中核医療機関として日々、皆さまに信頼される病院運営に努めています。神奈川県内では、横浜市立みなど・秦野・相模原赤十字病院を運営しています。

※横浜市立みなと赤十字病院:横浜市の指定管理者として運営しています。

※相模原赤十字病院:相模原市内の診療所(青野原·千木良·藤野)を相模原市の指定管理者として運営しています。







横浜市立みなと赤十字病院

秦野赤十字病院

相模原赤十字病院

看護師の養成



災害救護や国際救援など 幅広く活躍できる看護師を育成

県内赤十字病院において必要な看護師を確保するための奨学金貸与制度を 運用するとともに、災害救護・国際救援の分野等でも幅広く活躍できる看護師 を育成するための研修や訓練に力を入れています。

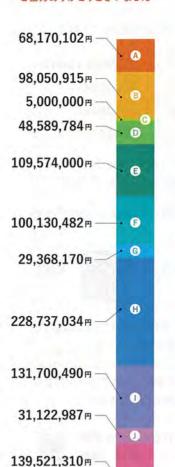
赤十字活動資金の使い道

令和5年度 決算報告

令和7年度事業予算

決算合計 989.965,274円**

様々な事業を実施することができました ご協力ありがとうございました 後さまからお寄せいただく活動資金で次の事業を予定しています



- ④災害救護訓練、 救援物資倉庫の 維持管理、 救護資機材の整備 など
- ® 救急法等講習、奉仕団活動、青少年活動など
- ©国際開発協力事業®
- ① 災害救護に必要な* 医療機器の整備
- E 各市区町村における 赤十字活動
- F 会費募集、広報など
- ⑤ 看護師確保のための 奨学金など
- (H) 災害発生時や施設、設備 の改修整備のための積立 金など
- ① 管理経費
- ① 支部社屋の修繕計画に 基づく大規模修繕や 維持管理経費など
- (K) 本社における全国規模の赤十字事業の展開
- 1)予備書



※社会福祉施設、赤十字病院および血液センターは、施設ごとの特別会計になっており、上記には含まれません。 ※決算については、承認日の都合上1カ年遅れの掲載となります。

※令和5年度(決算)が決算書の数値と異なるのは、個人住民税控除対象救援金送金分を含めていないため。

会費(活動資金)のご協力方法

赤十字が行う活動は、皆さまからお客せいただく活動資金によって支えられています。 活動をさらに充実させるため、皆さまの継続的なご協力をお願いします。

地域での ご協力

町内会・白治会のご協力により募集を行っています。また、市区町 村の赤十字担当窓口でも受け付けています。

郵便局 · 銀行 でのご協力

日本赤十字社神奈川県支部では、専用口座を開設しています。



郵便局(ゆうちょ銀行)	00290-8-20001
横浜銀行 県庁支店(普通)	1031284
三菱UFJ銀行 横浜中央支店(普通)	1110858
みずほ銀行 横浜支店(普通)	1733012

受取人は、いずれの口座も「日本赤十字社神奈川県支部」です。 金融機関によっては、振込手数料をご負担いただく場合があります。

口座振替

2 000円以上の金額を、毎月または毎年、ご希望の口座からお振 替します。

申し込み

フォーム

クレジット カード

2.000円以上の任意の金額 でご協力いただけます。

Webで気軽にすぐできる!





遺贈·相続 財産の寄付

遺贈や相続財産、お香典返しによるご寄付を受け付けています。 ※相続税の申告の際に必要となる証明書を発行できます。

周年記念事業 でのご協力

法人・団体さまの大切な節目となる周年事業において、赤十字活動を ご支援いただくことで、社会貢献活動を広くPRできます。

寄付金付 白動販売機 でのご協力

お客様や従業員の皆さまの目に触れる場所に赤十字 マークが付いた自動販売機を設置し、売り上げの一部を 定期的にご寄付いただけます。



日本赤十字社への寄付は、税制上の優遇措置が受けられます。詳しくは、14ページを参照。 ご要望やご相談がございましたら、お気軽に振興課までお問い合わせください。

墓集方法について (あくまでも一例です)

町内会、白治会、奉仕団などの皆さまに、各ご家庭を訪問するなどして、会費(活動 資金)のご客付をお願いしています。また、年間を通じて、日本赤十字社神奈川県 支部および市区町村の赤十字担当窓口(16、17ページ)でも受け付けています。

1

委嘱状、受領証、協力会員門標、パンフレット、広報用チラシなどを 持ち、各ご家庭を訪問します。



会費(活動資金)募集の 業務をお願いしている証。



受領証(10枚つづり)

会費(活動資金)を受領した 際に発行します。

協力会員門標



寄付者の皆さまに





チラシ

回覧します。

- チラシなどで趣旨を説明し、会費(活動資金)を預かり、 受領証を発行します。 なお、ご寄付は、任意であり、強制するものではありません。
- 各町内会などで集められた会費(活動資金)と受領証の控えを 3 町内会長など(協賛委員)へ引渡します。

各町内会長など(協賛委員)は会費(活動資金)と受領証の控えを 各市区町村の赤十字担当者へ引渡します。

会員制度について

「会員」とは、赤十字の理念と活動に賛同し、年額2.000円以上のご協力を いただいた方(個人、法人・団体)のことです。

会員として加入いただいた方*には年2回程度、会員誌などをお送りします。 ※会員ご希望の方は、ご客付の際にお申し出ください。

また、「会員」以外でご寄付いただいた方を「協力会員」とお呼びしています。

税制上の優遇措置について

日本赤十字社に対してご寄付をいただくと、次のような税制上の優遇措置が受けられます。

	優遇措置の名称等	寄付の内容	優遇措置の内容
個人	特定寄付金	日本赤十字社に対する寄付金で、日本赤十字社の事業にあてられるもの。	寄付金の金額(ただし、上限は寄付者の年間所得額の40%まで)から2千円を差し引いた額が寄付者の年間所得総額から控除されます。
	住民税にかかる 寄付金控除 (募集期間 4月~翌年3月) _※	日本赤十字社の各都道府県 支部に対する寄付金で、総務 大臣の指定をうけた事業に あてられるもの(災害救護 設備の整備など)。	寄付金の金額(ただし、上限は 寄付者の年間所得額の30%まで) から2千円を差し引いた額の 10%が寄付者の住民税額から 控除されます。
	相続税の非課税	相続または遺贈により財産を取得した方から、日本赤十字社に対する寄付金で、日本赤十字社の事業にあてられるもの。	相続または遺贈により取得した 財産の全部または一部を寄付し た場合、寄付した相続財産の価格 は、相続人の納めるべき相続税の 課税価格から除外されます。 ※遺言状により受け取りを日本 赤十字社神奈川県支部に指定 することができます。
法	指定寄付金 (募集期間) 4月~9月)*	日本赤十字社に対する寄付金で、財務大臣の指定を受けた事業にあてられるもの (災害救護設備の整備など)。	法人の有する通常の損金算入限 度額にかかわらず全額損金算入 ができます。
人	特定公益増進 法人に対する 寄付金	日本赤十字社に対する寄付金で、日本赤十字社の事業にあてられるもの。	法人の有する通常の寄付金の損金算入限度額とあわせて、別枠で算出した特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額を損金に算入することができます。

[※]住民税にかかる寄付金(個人)および指定寄付金(法人)については、募集限度額の 関係で適用にならない場合があります。また、住民税にかかる寄付金は、居住地の 日本赤十字社都道府県支部へのご寄付に限られます。

表彰について

日本赤十字社にご寄付をいただいた方へ日本赤十字社や国からの表彰をご用意しております。

日本赤十字社からの表彰

金色有功章を受章され、さらに会費(活動資金) として累計50万円以上ご寄付いただいた方(個人、法人・団体)に贈呈させていただきます。





個人、法人·団体









会費(活動資金)として累計 50万円以上ご寄付いただいた方(個人、法人・団体)に贈呈させていただきます。



個人、法人·団体



会費(活動資金)として累計20万円以上ご寄付いただいた方(個人、法人・団体)に贈呈させていただきます。



会費(活動資金)として、一時または数次に2万円以上のご寄付をいただき、 お申し出のあった方に贈呈させていただきます。

国からの表彰

厚生労働大臣 感謝状

会費(活動資金)として4月~翌年3月(同一年度内)に個人では 100万円以上、法人・団体では300万円以上ご寄付いただいた 方に贈呈させていただきます。

紺綬褒章

会費(活動資金)として一時または予め分納(期間の制限なし)の申出により、個人では500万円以上、法人・団体では1,000万円以上ご寄付いただいた方に天皇陛下からの褒章の記を贈呈させていただきます。

税制上の優遇措置および表彰に関するご質問等については、振興課までお問い合わせください。

市区町村の赤十字担当窓口

神奈川県内の各市区役所、町村役場、社会福祉協議会など、60カ所に赤十字窓口 (地区・分区)を設置し、地域に根ざした様々な赤十字活動を展開しています。

名 称		所 在 地	電話番号
横浜市地区本部	〒231-0005	横浜市中区本町6-50-10 横浜市健康福祉局 福祉保健課	045-671-4044
鶴見区地区	〒230-0051	横浜市鶴見区鶴見中央4-37-37 リオベルデ鶴声2階 鶴見区社会福祉協議会	045-504-5619
神奈川区地区	〒221-0825	横浜市神奈川区反町1-8-4 は一と友神奈川1階 神奈川区社会福祉協議会	045-311-2014
西区地区	〒220-0011	横浜市西区高島2-7-1 ファーストプレイス横浜3階 西区社会福祉協議会	045-450-5005
中区地区	₹231-0023	横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル4階 中区社会福祉協議会	045-681-6664
南区地区	₹232-0024	横浜市南区浦舟町3-46 浦舟複合福祉施設8階 南区社会福祉協議会	045-260-2510
港南区地区	〒233-0003	橫浜市港南区港南4-2-8 3階 港南区福祉保健活動拠点 港南区社会福祉協議会	045-841-0256
保土ケ谷区地区	〒240-0001	横浜市保土ケ谷区川辺町5-11 かるがも3階 保土ケ谷区社会福祉協議会	045-341-9876
旭区地区	〒241-0022	横浜市旭区鶴ケ峰1-6-35 旭区社会福祉協議会	045-392-1123
磯子区地区	₹235-0016	横浜市磯子区磯子3-1-41 磯子センター5階 磯子区社会福祉協議会	045-751-0739
金沢区地区	〒236-0021	横浜市金沢区泥亀1-21-5 金沢区社会福祉協議会	045-788-6080
港北区地区	〒222-0032	横浜市港北区大豆戸町13-1 吉田ビル206 港北区社会福祉協議会	045-547-2324
緑 区 地 区	₹226-0019	横浜市緑区中山2-1-1 ハーモニーみどり1階 緑区社会福祉協議会	045-931-2478
青葉区地区	₹225-0024	横浜市青葉区市ケ尾町1169-22 青葉区福祉保健活動拠点 ふれあい青葉 青葉区社会福祉協議会	045-972-8836
都筑区地区	〒224-0006	横浜市都筑区荏田東4-10-3 港北ニュータウンまちづくり館 都筑区社会福祉協議会	045-943-4058
戸塚区地区	₹244-0003	横浜市戸塚区戸塚町167-25 戸塚区社会福祉協議会	045-866-8434
栄 区 地 区	〒247-0005	横浜市栄区桂町279-29 栄区社会福祉協議会	045-894-8521
泉区地区	₹245-0023	横浜市泉区和泉中央南5-4-13 泉区社会福祉協議会	045-802-2150
瀬谷区地区	〒246-0021	横浜市瀬谷区二ツ橋町469せやまる・ふれあい館2階瀬谷区社会福祉協議会	045-361-2117
川崎市地区本部	〒210-8577	川崎市川崎区宮本町1 川崎市役所 地域包括ケア推進室 地域福祉担当	044-200-2628
川崎区地区	₹210-8570	川崎市川崎区東田町8パレールビル7階川崎区役所 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課	044-201-3228
川崎区地区大師分区	₹210-0814	川崎市川崎区台町26-7 川崎区役所大師支所 地域振興担当	044-271-0137
川崎区地区田島分区	〒210-0853	川崎市川崎区田島町20-23 川崎区役所田島支所 地域振興担当	044-322-1968
幸区地区	₹212-8570	川崎市幸区戸手本町1-11-1 幸区役所 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課	044-556-6643
中原区地区	〒211-8570	川崎市中原区小杉町3-245 中原区役所 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課	044-744-3252
高津区地区	〒213-8570	川崎市高津区下作延2-8-1 高津区役所 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課	044-861-3302
宮前区地区	〒216-8570	川崎市宮前区宮前平2-20-5 宮前区役所 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課	044-856-3254
多摩区地区	〒214-8570	川崎市多摩区登戸1775-1 多摩区役所 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課	044-935-3285

名 称		所在地	電話番号
麻生区地区	〒215-8570	川崎市麻生区万福寺1-5-1 麻生区役所 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課	044-965-5156
相模原市地区本部	₹252-5277	相模原市中央区中央2-11-15 相模原市健康福祉局 生活福祉課	042-851-3170
横須賀市地区	〒238-8550	横須賀市小川町11 横須賀市役所 市民生活課	046-822-8220
平塚市地区	〒254-8686	平塚市浅間町9-1 平塚市役所 福祉総務課	0463-21-9862
鎌倉市地区	〒248-8686	鎌倉市御成町18-10 鎌倉市役所 生活福祉課	0467-61-3958
藤沢市地区	〒251-0054	藤沢市朝日町1-1 藤沢市役所分庁舎1階 藤沢市社会福祉協議会	0466-50-3525
小田原市地区	₸250-8555	小田原市荻窪300 小田原市役所 福祉政策課	0465-33-1863
茅ヶ崎市地区	₹253-8686	茅ヶ崎市茅ヶ崎 1-1-1 茅ヶ崎市役所 地域福祉課	0467-81-7152
逗子市地区	〒249-8686	逗子市逗子5-2-16 逗子市役所 社会福祉課	046-873-1111
三浦市地区	〒238-0298	三浦市城山町1-1 三浦市役所 福祉課	046-882-1111
秦野市地区	〒257-8501	秦野市桜町1-3-2 秦野市役所 地域共生推進課	0463-82-7392
厚木市地区	₹243-8511	厚木市中町3-17-17 厚木市役所 地域包括ケア推進課	046-225-2200
大和市地区	〒242-0004	大和市鶴間 1-3 1-7 大和市保健福祉センター5階 福祉総務課	046-260-5604
尹勢原市地区	〒259-1188	伊勢原市田中348 伊勢原市役所 福祉総務課	0463-94-4718
每老名市地区	〒243-0492	海老名市勝瀬175-1 海老名市役所 福祉政策課	046-235-4820
座間市地区	〒252-8566	座間市緑ケ丘1-1-1 座間市役所 地域福祉課	046-252-7127
南足柄市地区	〒250-0192	南足柄市関本440 南足柄市役所 福祉課	0465-43-7553
凌瀬 市 地 区	〒252-1192	綾瀬市早川550 綾瀬市役所 福祉総務課	0467-70-5613
葉山町分区	〒240-0192	三浦郡葉山町堀内2135 葉山町役場 福祉課	046-876-1111
寒川町分区	〒253-0196	高座郡寒川町宮山165 寒川町役場 福祉課	0467-74-1111
大磯町分区	₹255-8555	中郡大磯町東小磯183 大磯町役場 福祉課	0463-61-4100
宫町分区	〒259-0196	中郡二宮町二宮961 二宮町役場 福祉保険課	0463-75-9289
中井町分区	〒259-0153	足柄上郡中井町比奈窪104-1 中井町役場 健康課	0465-81-5546
大井町分区	₹258-0019	足柄上郡大井町金子1964-1 大井町保健福祉センター 子育て健康課	0465-83-8012
松田町分区	〒258-8585	足柄上郡松田町松田惣領2037 松田町役場 子育て健康課	0465-84-5544
山北町分区	₹258-0195	足柄上郡山北町山北1301-4 山北町役場 福祉課	0465-75-3644
開成町分区	₹258-8502	足柄上郡開成町延沢773 開成町役場 保険健康課	0465-84-0328
簡根 町 分区	₹250-0398	足柄下郡箱根町湯本256 箱根町役場 福祉課	0460-85-7790
真鶴町分区	〒259-0202	足柄下郡真鶴町岩244-1 真鶴町役場 保険福祉課	0465-68-1131
易河原町分区	〒259-0392	足柄下郡湯河原町中央2-2-1 湯河原町役場 社会福祉課	0465-63-211
愛川町分区	〒243-0392	愛甲郡愛川町角田251-1 愛川町役場 福祉支援課	046-285-6928
		愛甲郡清川村煤ヶ谷2216 清川村役場 子育て健康福祉課	046-288-3861

神奈川県内の 赤十字施設

●赤十字施設

●献血ルーム



- 2 横浜市立みなと赤十字病院 〒231-8682 横浜市中区新山下3-12-1 TEL 045-628-6100
- 3 秦野赤十字病院 〒257-0017 秦野市立野台1-1 TEL 0463-81-3721
- 4 相模原赤十字病院 〒252-0157 相模原市緑区中野256 TEL 042-784-1101
- 5 神奈川県赤十字血液センター 〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町680-7 TEL 045-834-4611
- 6 神奈川県赤十字血液センター湘南事業所 〒243-0035 厚木市祭甲1837
- 7 神奈川県ライトセンター 〒241-8585 横浜市旭区二俣川1-80-2 TEL 045-364-0023

1 横浜SKY献血ルーム 〒220-0011 横浜市西区高島2-19-12 スカイビル27階 TFI 045-444-1088

0

0

a

横浜Leaf献血ルーム
 〒220-0004 横浜市西区北幸1-6-1
 横浜ファーストビル14階

 TEL 045-534-7173

3 二俣川献血ルーム 〒241-0815 横浜市旭区中尾1-1-2 TEL 045-361-0330

4 かわさきルフロン献血ルーム 〒210-0024 川崎市川崎区日進町1-11 川崎ルフロン9階 TEL 044-245-1857

5 みぞのくち献血ルーム 〒213-0001 川崎市高津区満口1-3-1 ノクティプラザ1 10階 TEL 044-813-0311

6 クロスウェーブ湘南藤沢献血ルーム 〒251-0055 藤沢市南藤沢21-8 大安興築ビル4階 TEL 0466-25-8877

7 海老名献血ルーム 〒243-0438 海老名市めぐみ町3-1 VINA GARDENS PERCH 8階 TEL 046-240-8655

赤十字についてのQ&A



Q 寄付は強制ですか?

A. 強制ではなく、任意でお願いしています。 赤十字の災害救護をはじめとする様々な事業にご理解をいただいた皆さまから の寄付が、苦しんでいる人の支えとなります。

Q. 寄付の金額に決まりはありますか?

A. 決まりはありません。2,000円以上ご寄付いただいた方は会員として登録させていただき、会員誌などをお送りします。

Q. 赤十字の「会費(活動資金)」の募集をなぜ町内会で 行うのですか?

A. 赤十字の活動は、地域福祉やボランティア活動など地域に根ざした活動を行っており、災害時には、自治体や地域住民の方々と協力して救護活動を展開するなど、地域と密接なかかわりがあります。このような活動を行うため、自治会・町内会の会合などでご承認をいただいた方々に、「協賛委員」として「会費(活動資金)」の募集にご協力をいただいています。

Q. 会費(活動資金)と義援金、救援金の違いはなんですか?

A. 「会費(活動資金)」は、災害時における救護活動をはじめとした日本赤十字社の様々な活動に使われます。一方、「義援金」は、被災都道府県に設置される義援金配分委員会に全額が送金され、同委員会の定める配分基準に従って、全額が被災者に届けられます。また、「救援金」は、海外で発生した災害や紛争による被災者を支援するため、赤十字・赤新月社が行う医療や衣食住などの緊急救援・復興支援などに使われます。

ご不明点はお気軽にお問い合わせください。

日本赤十字社神奈川県支部振興課 TEL 045-681-2268



苦しんでいる人を救いたい

あなたのご寄付は、災害救護活動をはじめ防災・減災の普及啓発や ボランティアの育成など、カタチを変えて苦しんでいる人の支えとなります。

例えば・・・皆さまのご寄付で、被災者にお届けするこれらの物資を整備することができます。

2,000円で 毛布1枚

災害時、避難所 などでの生活に。



4,000円で 援護物資

県内各市町村に配備 し、火災・風水害など の被害にあった方に お届けします。



5,000円で 緊急セット

避難所生活時に 必要となる物が 収納されています。





赤十字活動資金にご協力をお願いします。

町内会・自治会のご協力により募集を行っているほか、地域の赤十字窓口でもご協力いただけます。

赤十字活動資金の使い道

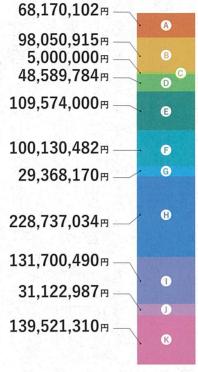
令和5年度 決算報告

令和7年度事業予算

決算合計 **989.965.274**円

様々な事業を実施することができました

ご協力ありがとうございました

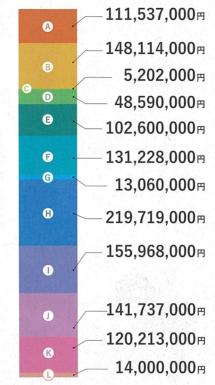


÷ 04

- A 災害救護訓練、救援物資倉庫の維持管理 救護資機材の整備など
- ® 救急法等講習、奉仕団活動、青少年活動など
- **©国際開発協力事業**
- ① 災害救護に必要な医療機器の整備
- (E) 各市区町村における赤十字活動
- (F) 会費募集、広報など
- G 看護師確保のための奨学金など
- H災害発生時や施設、設備の改修整備のため の積立金など
- ① 管理経費
- ① 支部社屋の修繕計画に基づく大規模修繕や 維持管理経費など
- K 本社における全国規模の赤十字事業の展開
- ① 予備費

予算合計 1.211.968.000円

皆さまからお寄せいただく活動資金で 次の事業を予定しています



※社会福祉施設、赤十字病院および血液センターは、施設ごとの特別会計になっており、上記には含まれません。 ※決算については、承認日の都合上1カ年遅れの掲載となります。

※令和5年度(決算)が決算書の数値と異なるのは、個人住民税控除対象救援金送金分を含めていないため。

活動資金

日本赤十字社が

実施する人道的活動へ

義 援 余

義援金配分委員会を通じて 被災地の方々の生活支援へ

海外救援金

被災した国の 赤十字社・赤新月社が実施する 緊急救援活動等







寄付者の皆さま



寄付者の皆さま

日本赤十字社

日本赤十字社

日本赤十字社



被災した都道府県の 義援金配分委員会

市区町村の自治体等

被災地で

医療や衣食住支援等の 緊急救援や復興支援、 保健衛生活動を展開

被災国の赤十字社が行う支援

の違いについて

会費(活動資金)は、 様々な方法でご寄付いただけます。

郵便局・銀行での ご協力









クレジットカード

申し込み フォーム





国内外で 苦しんでいる方々へ 苦しんでいる方々へ

海外で 苦しんでいる方々へ





〒231-8536 横浜市中区山下町70-7 TEL 045-681-2123(代表) 赤十字へのご意見、ご質問などは当支部または各市区町村の赤十字担当窓口へお願いします。















市連会3月定例会説明資料 令和7年3月12日 市民局パスポートセンター

新たなパスポート(2025年旅券)の発給と申請手続等の変更点について【情報提供】

1 趣旨・概要

令和7年3月24日申請分以降、偽造・変造対策を大幅に強化した新たなパスポート (2025年旅券)の発給が始まるとともに、申請手続等が変更されます。申請から交付までの日数や申請手数料が変わるほか、これまでの切替申請に加え、<u>新規申請においても</u>オンライン申請をご利用いただけるようになります。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 パスポート申請手続等の変更点(令和7年3月24日申請分以降)

(1) 「2025 年旅券」の導入

ア 偽造・変造対策を大幅に強化した「2025 年旅券」の発給が開始されます。顔写真ページがプラスチック基材となり、レーザーで印字・印画されます。

イ 現行、各都道府県旅券事務所で旅券を作成していますが、「2025 年旅券」は国立印刷 局で集中的に作成された後、各都道府県旅券事務所に配送されます。そのため、パスポート申請から交付までにかかる日数が以下のとおり変更されます。

窓口	現行	変更後 (3/24 申請分から)
横浜市パスポートセンター (中区・産業貿易センタービル2階)	6 日間	9 日間
センター南パスポートセンター (都筑区・センター南駅構内1階)	8日間	11 日間

[※]パスポートの有効期限を確認し、十分余裕をもって申請をお願いします。

(2) オンライン申請の利便性が向上

ア 切替申請のみ可能であったオンライン申請が新規申請にも拡充され、<u>ほとんど全て</u> の申請でマイナポータルを通じたオンライン申請※が可能になります。<u>オンライン申</u> 請をしていただくと、来庁は受取時の一回のみで済みます。(これまでどおり紙の申請 書による窓口での申請もできます。)

※マイナポータルの利用にはマイナンバーカードが必要です。

- イ <u>オンライン申請</u>では戸籍の情報がシステムにより連携されるため、<u>戸籍謄本の提出</u> <u>が不要</u>になります。

申請方法		現行	変更後 (3/24 申請分から)
10 年有効	窓口	16,000 ⊞	16, 300 円
パスポート	オンライン	16,000円	15,900 円
5年有効	窓口	11 000 III	11,300円
パスポート	オンライン	11,000円	10,900 円

横浜市パスポートセンターWEBページ

2次元コード→



市民局パスポートセンター 担当 田嶋、入江 電話 045-671-9580 /FAX 045-671-9590 メール sh-passport-sb@city.yokohama.lg.jp

3月24日申請分からパスポートが変わります!

1 「2025年旅券」の導入【安全に!】

- (1) <u>2025年3月24日申請分</u>から、<u>偽造・変造対策を大幅に強化した「2025年旅券」</u>の発給が開始 されます。
 - ▶現行、申請者から申請を受理した都道府県旅券事務所で旅券を作成していますが、2025年 旅券は国立印刷局で集中的に作成し、都道府県に配送のうえ、申請者に交付します。
 - ▶顔写真ページが<u>プラスチック基材</u>となり、レーザーで印字・印画されます。
- (2) 国立印刷局から配送するため、申請から交付までの日数が以下のとおり変更になります。
 - ▶パスポートの有効期限を確認し、十分余裕をもって申請をお願いします。

窓口	現行	変更後(3/24申請分から)
横浜市パスポートセンター (中区・産業貿易センタービル2階)	6 日間	9 日間
センター南パスポートセンター (都筑区・センター南駅構内1階)	8日間	11日間



新しいパスポートと、

一つ先の未来へ

横浜市パスポートセンターWEBページ 2次元コード

2 オンライン申請の利便性が大幅に向上 【便利に!】

- (1) **ほとんど全ての申請でマイナポータルを通じたオンライン申請※が可能**になります。
 - ▶オンライン申請なら、**来庁は受取時の1回のみに!**
 - ※マイナポータルの利用にはマイナンバーカードが必要です。
- (2)<u>オンライン申請では</u>戸籍の情報がシステムにより連携されるため、**戸籍謄本の提出が不要**になります。
- (3)手数料が以下のとおり変更されます。**オンライン申請だと窓口申請に比べ<mark>400円</mark>お得になります!**

申請方法		現行	変更後(3/24申請分から)
10年有効パスポート	窓口	16.000⊞	16,300円
10年有効バスホート	スポート オンライン 16,000円		15,900円
5年有効パスポート	窓口	11,000円	11,300円
3 午有別バスが一下	3 年有効パスホート オンライン		10,900円

^{]合せ先 |} 横浜市市民局 パスポートセンター

TEL: 045-671-9580 FAX: 045-671-9590

(平日9:00~16:45)

市連会3月定例会説明資料 令和7年3月12日 市民局地域活動推進課

自治会町内会向けデジタルツール展示・相談会実施報告について【情報提供】

1 趣旨

市内3か所、118団体の参加をいただき、自治会町内会活動におけるデジタルツールの活用(回覧板や会費集金等のデジタル化)に関するデジタルツール展示・相談会を実施しました。当日の資料や各事業者の発表等の動画を市Webページに公開をしましたので、お知らせいたします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。 定例会等で情報提供をお願いします。



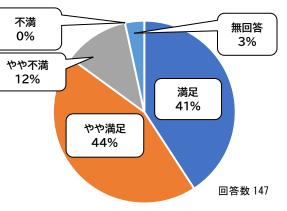
▲事業者ブースで説明を受ける 自治会町内会の様子

3 実施状況の報告

(1)参加団体等

118 団体(参加者数 168 人)、連携事業者 15 者

- (2) アンケート結果 (回収数 147)
 - ・展示・相談会の満足度 85%の方が「満足」「やや満足」にご回答 いただきました。
 - ・主なご意見
 - ・複数の企業からまとめて話が聞けて良かった。
 - ・それぞれの特徴はだいたい理解できた。運用 方法や費用が様々なので、自分たちに合った ものを探したい。
 - ・デジタルと紙の二重管理が必要と思う。



▲展示・相談会の満足度(アンケート結果)

4 当日の資料・動画等

市民局 Web ページにて、公開をしています。

併せて、自治会町内会向けに、デジタルツール(例:スマートフォンや LINE など)に関する講習会をしていただける活動団体(費用負担が生じる場合あり)の情報等、デジタル化に役立つ情報も掲載しています。ぜひご覧ください。**回到後期回**

横浜市 自治会町内会 DX



▲自治会町内会 DX 応援事業 Web ページ

市民局地域支援部地域活動推進課

担当 松永、石栗

電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734

Eメール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp

市連会3月定例会説明資料令和7年3月12日市民局地域活動推進課

「令和7年度横浜市市民活動保険」の周知及びリーフレットの配布について【事業説明】

1 事業の趣旨

「横浜市市民活動保険」は、より住みやすい地域の実現のため、ボランティア活動をする 方が安心して活動を行えるように、市があらかじめ保険会社と保険契約を締結して運営し ています。令和7年度もこれまでと同様に、継続して実施します。是非ご活用ください。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区定例会等で情報提供をお願いします。

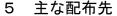
【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 **令和7年度横浜市市民活動保険補償内容**(令和6年度補償内容から変更はありません)

賠償責任保険(限度額)		傷害保険	
	1名 1億円	死 亡	1名 500 万円
身体賠償	1事故 5億円	後遺 障害	後遺障害の程度に応じた金額 (1名 上限500万円)
財物賠償	1事故 500万円	入院	1日 3,500円 (180日限度)
保管物賠償	1 事故 500 万円	通院	1日 2,500円 (90日限度)
免責金額 (自己負担 額)	5,000円	手 術	入院の手術 35,000 円 外来の手術 17,500 円

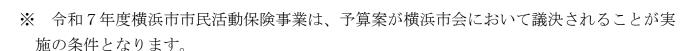
4 添付資料

リーフレット「令和7年度横浜市市民活動保険のご案内」



各区総務課、各区区政推進課広報相談係、各区市民活動支援センター、 地域ケアプラザ 等

本市ホームページにも掲載します。





市民局地域活動推進課 担当 大内、荒木 電話 045-671-3624 /FAX 045-664-0734 メール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp

令和7年度 横浜市市民活動保険のご案内

ボランティア活動中のケガや、他人の物を壊した場合などの補償制度です。

令和7年4月1日午後4時~翌年4月1日午後4時に発生した事故が対象です。 補償内容等が年度によって変わる場合がありますので、必ずご確認ください。

特徴

- ■保険料は不要です。
- ■事前の登録・加入手続きは不要です。
- ■事故発生後に手続きをしていただきます。

ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、横浜市が保険料を負担し、保険会社と契約をしています。 活動者には事故発生後に、日頃の具体的な活動内容や、事故の状況を書面で報告していただきます。それに基づき 横浜市と保険会社が審査を行い、要件を満たしていることが確認できた場合に保険金が支払われます。

※ 詳しい手続き方法・必要書類については、最後のページをご確認ください。

対象

もっぱら市内で、次の**4つの**要件を**全て**満たすボランティア活動を行う方。

① 自主的に構成されたグループや個人、地域住民組織である自治会町内会が行っている活動

対象となる活動の例は次ページ

- ② 無報酬の活動 (交通費などの実費の支給を除く)
- ③ 継続的・計画的に行っている活動
- ④ 公益性のある(他人や社会に貢献する)活動
- ※ 対象となるボランティア活動には次の行為も含まれます。
- 集合地又は出発地及び解散地と自宅との通常考えられる経路の往復途上(国内に限る)
- 活動に必要な会議・会場設営の準備活動、後片付け



対象となるボランティア活動の例



1	社会福祉施設等への援護活動	行事の手伝い、習い事の指導、慰問 等	
2	高齢者、障がい児・者等への援護活動	配食サービス、生活介助、手話通訳・点訳・朗読奉仕 等	
3	清掃活動	公園・河川・公道等の不特定多数の方が利用する場所の 清掃・美化活動 等	
4	資源回収・リサイクル活動		
5	公共的団体が行う募金活動	共同募金、交通遺児募金 等	
6	地域防災·防犯活動	地域防災拠点の運営、地域の防災訓練の運営・指導、 避難所での配食活動、防犯パトロール等	
7	交通安全活動	通学路での児童の見守り、自転車放置防止等	
8	保健衛生活動	食生活改善指導、健康に関する啓発 等	
9	スポーツ活動の指導・運営	各種スポーツの指導、競技会の企画・運営・審判等	
10	文化活動の指導・運営	絵画・音楽・パソコン・各種学習の指導、 講座の企画・運営 等	
11	地域住民組織の運営	自治会町内会や老人クラブ、子ども会の運営、自治会町内 会役員会等の会議への参加、広報物の配付・掲示 等	
12	市(区)主催・共催事業の企画・運営	講演会、展示会等の企画・運営等	



次の活動は対象になりません。(主な例)

- (1) 勤務中や職業に従事しているときの活動、委託契約に基づく活動(報酬の有無にかかわらず、対象外)
- (2) 民生委員・児童委員、スポーツ推進委員などの**非常勤特別職の地方公務員としての**活動 (公務災害等の補償があります)
- (3) 学校管理下での活動(例:市立学校の授業で川の清掃を行う生徒と、それを指導する地域の方)
- (4) 単位取得や学習のために行う活動 (例:学校の宿題として課された活動)
- (5) 金額にかかわらず、謝金・手当など、**労働の対価が支給される**活動(交通費・食費などの実費の支給は可)
- (6) 一時的、突発的な善意の行為(例:一時的な手伝い、突然倒れた人を助ける行為)
- (7) 親睦が目的の活動、サークル活動(例:団体の親睦会、活動後の慰労会、趣味の活動)
- (8) 互助的な活動(例:集合住宅の敷地内の清掃、共有財産の管理、ごみ集積場所の清掃)
- (9) 特定の個人や特定の団体の利益のための活動
- (10)政治、宗教、営利に関わる活動 (例:祭礼等の宗教行為を含む行事、宗教施設の維持管理等)
- (11)チェーンソーを使用する森林ボランティア活動 (賠償責任事故のみ対象となります)
 - ④ 防災訓練やイベントの参加者、講座の受講者は対象になりません。(スポーツ活動の運営者であっても競技参加中の事故は対象外となります)
 - 本市が執行する他の保険とは併用できません。(個人で加入している民間の保険との併用は可能です)
 - (注) 本市が所有する施設への賠償責任事故には適用できません。



賠 償 青 任 事

故

ボランティア活動中にボランティア活動者の過失により、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊してし まったりなどした結果、被害者から損害賠償を求められ、法律上の賠償責任を負った場合に保険金が支払 われます(道義上の責任のみでは支払対象となりません)。

※免責金額(自己負担額)5,000円を超える部分について支払われます。

区分	保険金額(限度額)	自己負担額	内容
身体賠償	1名 1億円 1事故 5億円		他人の身体に損害を与えた場合
財物賠償		5,000円	他人の財物に損害を与えた場合
保管物賠償	1事故 500 万円		他人からの預かり品や管理している物を 滅失・き損・汚損などにより被害を与えた場合

	ボランティア活動中に発生した 急激かつ偶然な外来事故(※) によって、ボランティア活動者が死亡・負傷 した場合に保険金が支払われます。					
	区分 保険金額 内容					
傷	死 亡	1名 500 万円	傷害事故が原因で事故の日から 180 日以内に死亡した場合			
害	後遺障害	程度により 1名 20~500 万円	傷害事故が原因で事故の日から 180 日以内に後遺障害が生 じた場合			
事	入 院	1日 3,500 円(180 日限度)	傷害事故が原因で事故の日から 180 日以内に入院または通際にも担合			
故	通院	1日 2,500 円(90 日限度)	院した場合 ※実際にかかった費用ではなく、入院・通院の日数で計算します。 ※ 医師のいる医療機関で 診断・治療を受けてください。			
	手 術	入院の手術 35,000 円 外来の手術 17,500 円	入院保険金が支払われる場合で、事故の日から180日以内 に傷害の治療のために手術を受けた場合(1回の手術に限る)			

※急激かつ偶然な外来事故とは

- 急激・・・原因または結果の発生を避け得ない程度に急迫した状態
- 偶然・・・原因または結果の発生が対象者にとって予知できない状態
- 外来・・・原因の発生が対象者の身体に内在するもの(持病等)ではないこと



支払いの対象とならない主な例

■賠償責任事故・傷害事故 共通

・地震、噴火、または津波による事故 ・活動者の故意による事故 ・活動者の心神喪失による事故 等

■賠償責任事故

- 車両の所有、使用、または管理に起因する 事故
- ・ 故意又は重大な過失により法令に違反して 製造、販売又は提供した物による事故
- 自身(団体)の財物の滅失、き損または汚損
- 活動者の親族に対する事故 等

■傷害事故

- 熱中症
- ・ 対象者の脳疾患や疾病によるもの
- · 細菌性食中毒
- むち打ち症や腰痛などで、それらの症状を裏付けるに足り る医学的他覚所見がないもの
- ・ 自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒酔運転による事故
- 重大な過失による事故
- 長時間立って作業をしたことでひざを痛めた 等

事故が起こった際の手続き方法



1 (ケガをした場合)すぐ病院へ行く

事故によるケガの状態を把握し、適切な治療を受けるために医師のいる病院へ行きます。

2 区役所へ連絡する(原則30日以内)

事故が発生した場合は、お近くの区役所総務課まで電話等でご連絡ください。手続き方法をご説明いたします。

3 区役所に必要書類を提出する(事故報告書の様式を受け取った日から原則 14 日以内)

■ 区役所から「事故報告書(様式)」をお渡しします。必要事項を記入し、書類(下表参照)と一緒にご提出ください。

	保険の対象要件(確認事項)	提出書類の例	
1	自主的に構成されたグループや個人、地域住民組織である	HILL A DII day 1800 - Takkidan 1800 - 1	
2	無報酬の活動である	規約、会則、チラシ、ボランティア募集チラシ・パンフレット 等	
3	公益性のある活動である	सं	
4	継続的・計画的に実施されている活動である	事業計画書、案内文、チラシ・パンフレット 等	
5	申請者(活動者)が事故日に活動していた	当日の活動者名簿、当番表、ボランティア登録票 等	
6	【往復経路での事故の場合のみ】 事故は、適切な経路上で発生している	「自宅~活動場所」の経路と事故発生場所が示された地図	

- 「事故報告書」には、事故や活動を証明できるご家族以外の第三者の氏名・住所等を記載していただきます。
- 市が、対象となる活動であると認める場合に、保険会社から保険金の請求に必要な書類をお送りします。

4 保険会社に保険金の請求書を提出する

- 賠償責任事故の場合は、被害者との間で示談が成立した時、または調停、裁判上の和解、判決等、書面による合意 が成立した後にご提出ください。
- 傷害事故の場合は、日常生活に支障がない程度まで回復された時、または事故発生日から 180 日を経過した時にご 提出ください。
- 請求内容について保険会社が確認・調査した結果、対象事故であると認める場合に、保険金が支払われます。

よくあるご質問

横浜市ホームページに掲載しています。

トップページ 市民活動保険

検索



- Q1: 市民活動保険が利用できるのなら、自分で契約していた保険は解約しても大丈夫ですか?
 - →市民活動保険は万が一の事故のための最低限の補償を行う制度のため、活動内容を踏まえ、どの範囲の補償が必要か十分 に検討してください。なお、任意で契約した民間の保険と併用できる場合もあります。
- Q2: 申請書類に名簿等の提出が必要とありますが、個人情報の取扱はどのようになりますか?
 - →全員の名簿は必要ありません。 申請する方や関係する方の記載部分のみご提出ください。 また、ご提出の際は団体代表者 や該当者の了解を得る等、ご調整ください。

(各問	青葉区	Tel 978—2212 Fax 978—2410	港南区	Tel 847—8305 Fax 841—7030	戸塚区	Tel 866-8308 Fax 881-0241
 [旭区	Tel 954—6006 Fax 951—3401	港北区	Tel 540-2206 Fax 540-2209	中区	Tel 224-8112 Fax 224-8109
役所総	泉区	Tel 800-2312 Fax 800-2505	栄区	Tel 894—8311 Fax 895—2260	西区	Tel 320-8308 Fax 322-9847
務申	磯子区	Tel 750—2311 Fax 750—2530	瀬谷区	Tel 367—5611 Fax 366—9657	保土ケ谷区	Tel 334—6373 Fax 334—6390
申請先	神奈川区	Tel 411-7006 Fax 324-5904	都筑区	Tel 948-2212 Fax 948-2208	緑区	Tel 930-2211 Fax 930-2209
市外局番 045	金沢区	Tel 788—7705 Fax 786—0934	鶴見区	Tel 510—1653 Fax 510—1889	南区	Tel 341—1224 Fax 241—1151

< 作成・発行> 横浜市市民局地域活動推進課

Tel: 045-671-3624 / E $\times -\mu : sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp$

令和7年度市民局予算案における自治会町内会向け支援制度について【情報提供】

1 趣旨

令和7年度市民局予算案における自治会町内会向け支援制度について、内容の詳細をご 案内させていただきます。自治会町内会向けの補助金の新設や拡充等が盛り込まれていま すので、ぜひご活用ください。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。
地区連合町内会も対象となりますので、利用をご検討ください。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供の上、利用をご検討ください。

- 3 今回ご案内する支援制度について(参考:別紙一覧参照)
 - (1)地域の防犯力向上緊急補助金【新設】

・・・資料 1

(2)地域防犯カメラ設置補助金【拡充】

···資料2

- (3)地域活動推進費補助金【拡充(各区連会でご案内)】
- (4) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金【継続】
- ・・・資料3

(5) LED防犯灯事業【継続】

・・・資料 4

4 備考

令和7年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

【各制度所管担当】

(防犯関連)

市民局地域防犯支援課

(1) 地域の防犯力向上緊急補助金 LED防犯灯事業

電話 045-671-3709 佐々木、蔦井

(2) 地域防犯カメラ設置補助金

電話 045-671-3705 川口(大)、早野

メール: sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp

(地域活動、会館脱炭素化関連)

市民局地域活動推進課

- (3) 地域活動推進費補助金 川口(喜)、笹尾
- (4) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 松永、髙橋

電 話:045-671-2317

メール: sh-chiikikatsudo@city. yokohama. lg. jp

市民局(一部総務局) 令和7年度 自治会町内会活動への補助一覧

	補助内容等(下線部:変更点)	申請時期	問合せ・申請先
補助の新設	自治会町内会等が、地域の防犯力向上に向け実施する公益的な取組	4~10月	【4月1日~】
地域の防犯力向上緊急補助金	(例:防犯パトロール実施、防犯啓発グッズ作成・購入、センサー		受付センター
	ライト等防犯設備機器整備、防犯講座開催)への補助。 <u>補助率</u>		電話 045-550-5125
	9/10、上限 20 万円		
	※資料1参照		
上限額引き上げ	自治会町内会等が実施する、防犯カメラの機器購入費、当該カメラ	4~7月	区地域振興課
地域防犯カメラ設置補助金	設置工事・看板設置にかかる経費(新規設置・更新とも可)への補		
	助。補助率 9/10、 <u>上限 21 万→28 万円</u>		
	※資料2参照		
上限額引き上げ	自治会町内会が公益的活動(環境美化、防災・防犯、福利厚生、文	4~6月	区地域振興課
(単位自治会町内会への補助のみ)	化活動、広報活動等)に係る経費等への補助		
地域活動推進費補助金	<u>上限額 700 円→900 円</u> ×加入世帯数(※連合に対する補助率等は別		
	途算定基準あり)		
補助の継続	自治会町内会館等に、LED 照明器具、エアコン、断熱窓等、太陽光	4~9月	【4月1日~】
自治会町内会館脱炭素化推進事	発電設備、蓄電池の導入に関する経費の補助。補助率 2/3、上限あ		市住宅供給公社(予定)
業補助金	り		電話 045-451-7740
	自治会町内会等が所有・維持管理する「地域防犯灯」の維持管理経	4~6月	区地域振興課
地域防犯灯維持管理費補助金	首元云町内云寺が所有・福符官達する「地域的北対」の福持官達程 費への補助。地域防犯灯の数×2,200円(年、定額)	4.00	
	頁八07冊的。地域例记列07数<2,200](十、足領)		
	昨年、7年度会館整備の事前申出をした自治会町内会等を対象に、	※8年度整	と 強備に向けた事前申出
自治会町内会館整備費補助金	整備に関する経費の補助。	4~6月	区地域振興課
	補助率 1/2、上限:新築・購入 1500 万円(1 ㎡あたり 12.5 万円を		(4月市連会・区連会
	限度)、修繕 250 万円等		にて案内)
町の防災組織活動費補助金	町の防災組織の行う自主防災活動にかかる費用	4~6月	区総務課
	各団体の申請世帯数等に応じて支給(1世帯 160円)		(区連会にて案内)

※LED 防犯灯事業:自治会町内会等の申請により 300 灯(電柱共架型)の新設(申請時期:4~5月、問合せ・申請先:区地域振興課)

※令和7年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。 ※資料4参照

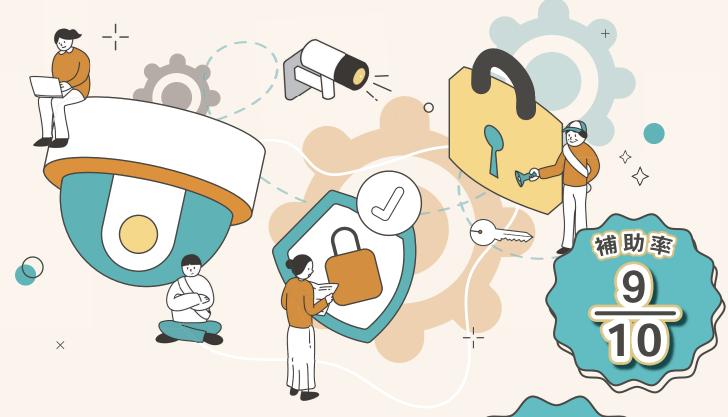
- 令和 7 年度 -

地域の防犯力向上

急補助金。



まちの安全、高めませんか?



■ 自治会町内会・地区連合町内会

申請期間※1

^令 4 月 1 日 (火) 10月31日(金)

- ※1 申請は1団体につき1回です。
- ※2 補助対象事業合算での上限額(千円未満切り捨て)



横浜市 地域の防犯力向上緊急補助金 ウェブページ

POINT 01

補助制度の概要

> 対象団体

自治会町内会・地区連合町内会

- >補助要件
- 1 自治会町内会・地区連合町内会が地域の防犯力向上に向け実施する、 公益的な取組であるもの。
- ② 本事業の利用に際し、地域の防犯力向上を目的として、地域の防犯力を高める 取組について検討し、意思決定を行った上で実施するもの。
- ③ 令和7年4月1日から同年10月31日までの日付で発行された 領収書(団体名、品名の内訳、金額の内訳が明記されているもの)の写しの 添付のあるもの。
- ❹ 交付申請兼実績報告書を令和7年10月31日までに提出可能なもの。
- 5 事業の実施に必要な手続や実施後の管理等を、団体の責任において 適切に行えるもの。
- >補助率/補助上限額
 - 10分の9 / 20万円
 - ※ 補助対象事業(取組)合算での上限額(千円未満切り捨て)
 - ※ 1団体につき、申請は1回です。

02

ウェブページのご案内

申請の手引・よくある質問・申請書等 の詳細情報は、

横浜市ウェブページでご案内しています。



地域の防犯力向上緊急補助金



https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bohan/hojokin/







申請手続の流れ



ステップ1 やることを決める

団体内で話し合っていただき、取組を決めます。

みんなで考えよう! たとえばこんな取組

防犯パトロールの実施



- > 青色回転灯等装備車(青パト)に かかる費用
- > 地域防犯パトロール活動に必要な 物品(防犯ベスト、誘導灯等)の 購入

防犯啓発グッズの 作成・購入



- > 防犯啓発用のぼり旗の購入や 掲示板の設置
- > 各戸の玄関や外壁に貼る 防犯・見守りステッカーの購入
- > 防犯啓発チラシの作成

センサーライト等の 灯りの整備



> 地域の暗がりを解消するための センサーライト等の灯りの整備に 係る、機器の購入費、設置工事費、 附属設備の設置、同所に整備(交換) する場合の既存設備の処分等に 関する費用などの経費※

その他防犯設備機器の 整備



- > 防犯カメラ等の防犯設備機器の 整備
- > 整備に係る、機器の購入費、設置 工事費、附属設備の設置、同所に 整備(交換)する場合の既存設備の 処分等に関する費用などの経費 ※

防犯講座の開催



- > 地域住民を対象とする防犯講座、 研修会、相談会への講師費用
- 講座用チラシ、講習内容のレジュメ 作成・印刷に要する費用
- > 講座当日に配布する冊子やサンプル 物品の購入

その他



- > 見守りの必要な方に貸与するために、 迷惑電話防止装置を購入
- > 見通しが悪く防犯上死角になる 場所の樹木の剪定

※ 自治会町内会管理である旨 明示しましょう



ステップ2 取組を行う、支払う

支払う際は、必ず 領収書 をお手配ください。

【取組・申請期間

令和**7**年

令和7年 4月1日 > 10月31日

火曜日

金曜日



申請する ステップ 3

「交付申請兼実績報告書(第1号様式)」を提出します。

請求する ステップ4

交付決定兼額確定の通知が届いたら補助金請求書を1か月を目途に提出します。 最終提出期限は令和7年12月26日(金曜日)です。



補助対象外について

- > 補 助 対 象 外 の 事 業(取 組)
- ☆ 地域の防犯力向上に繋がらず、特定の個人のみの防犯対策に留まるもの
- 地域活動推進費補助金、地域防犯カメラ設置補助金、地域防犯灯維持管理費 補助金、自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金、その他国や自治体等の補 助金・交付金・助成金等を既に受けたもの又は受けようとするもの
- ※ 第三者に寄附(LED防犯灯寄附要綱に基づくLED防犯灯の寄附を含む。)、 譲渡、売り払い等をすることを目的として実施するもの
- できないもの
- >補助対象外の経費

補助対象の事業であっても下記の経費については 対象の とします 🛕





- ※ 各種保証・保険料、振込手数料
- 🛛 既存防犯設備等の撤去のみを実施する経費
- ※ サービス、ソフトウェア等の加盟・登録料及び使用料
- 🔯 ポイントサービスを利用することにより値引きされた額及び 当該購入により付与されたポイントサービス相当額
- 使用することを想定せず、予備的又は将来に備えるための費用
- 🛛 飲食等に要する費用
- 🔀 政治的活動又は宗教的活動に資する費用
- 🔯 交際費、慶弔費、祝金、見舞金、裁判費用、金券類、宿泊費
- 🔯 本補助金の申請手続に必要な費用(切手代、コピー代等)

🔾 お問合せ・申請先

開設期間 > 令和7年4月1日 から 令和8年2月27日 まで

防犯緊急補助金受付センター(雨季託事業者)

6 0 4 5 - 5 5 0 - 5 1 2 5

受付時間 > 9:00-17:00(土日祝を除く)

bouhan2025 @imagination.co.jp



〒231-8691

横浜港郵便局 私書箱第147号 横浜市防犯緊急補助金 宛

メール 又は 郵送 でご申請ください

横浜市長

	自治会町内会名 :	(区)
	、。。。。。 代表者氏名 :	
横浜市地域	成の防犯力向上緊急補助金交付申	請兼実績報告書
金交付要綱第7条第1項	上緊急補助金の交付を受けたいので、横 の規定に基づき、領収書(写)を添えての 受けるに当たっては、同要綱及び横浜市補 9号)を遵守します。	たのとおり申請します。
□ 防犯パトロー/□ 防犯啓発グック□ センサーライ	ズの作成・購入 ト等の灯りの整備(団体管理である旨を明 備機器の整備(団体管理である旨を明示)	
□ その他[]
2 交付申請額 総費用の9	円 (総費用 1/10、千円未満切り捨て、上限20万円)	円_)
3 申請要件等の確認 次の内容に間違いあ	りません。 (間違いがなければ、各項目にチ	- -ェック(√)をしてください。)
□ 本緊急補助金の利力□ 本緊急補助金の利力□ 今回申請するものの他の補助金等の払い等を目的とし	地域の防犯力向上に向け実施する、公司用に際して、地域の防犯力向上を目的 で検討し、意思決定を行い、実施しまし のについて、地域活動推進費補助金、地 の交付を受けていません(予定を含む) して実施するものではありません。 必要な手続は、申請団体の責任で行いま	かとして、地域の防犯力を高 した。 地域防犯カメラ設置補助金そ 。また、寄附、譲渡、売り
※この書類及び領収書(写)に	は、横浜市市民協働条例第7条第4項の規定に基づ	き、一般の閲覧に供するものとします。
※市役所記入欄 ・町内会整理番号 ・	代表者住所: ^{郵便番号:} 連絡者住所: 連絡者住所: 連絡者氏名: 連絡者電話番号:	
	連約者里前留方:	

令和7年度 地域防犯カメラ設置補助制度について

1 事業の趣旨

地域における防犯活動への支援の一環として、防犯カメラを設置する際に費用の一部 を補助する「地域防犯カメラ設置補助制度」を、令和7年度も実施いたします。

地域防犯カメラの設置をご検討される場合は、下記及び裏面の概要をご確認のうえ、「申請の手引」をお取り寄せいただき、申請書類を各区地域振興課までご提出ください。

2 制度の概要

(1) 申請書及び添付書類の提出期限:令和7年7月31日(木)必着

各区地域振興課及び各関係機関へのご相談は、お早目にお願いします。 申請の手引及び申請書の配付場所:各区地域振興課または市民局ホームページ

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bohan/camera/kamera2.html または、 横浜市 地域防犯カメラ設置補助金 で検索できます。

(2)申請書類提出先:

- ・各区地域振興課(持参または郵送)
- ・横浜市電子申請・届出システム

【主な提出書類】

・申請書(第1号様式)、見積書、収支計算書(第2号様式) 詳しくは、申請の手引きをご覧いただき、各区地域振興課へご相談ください。

(3) 補助金交付までのスケジュール

令和7年3月~ ・総会、役員会、委員会等での防犯カメラの設置に関する合意形			
	設置場所の近隣住民の同意の取り付け		
	・防犯カメラ設置について関係機関へ相談、協議		
	(区役所地域振興課、警察署、東京電力、NTT、土木事務所 等)		
7月31日まで	・補助金交付申請書類を各区地域振興課へ提出		
9月末頃	・補助金交付決定(横浜市から交付、不交付の決定を通知します)		
	※以降、機器購入・工事契約が可能となります		
令和8年2月中旬まで	・防犯カメラ設置工事完了後、横浜市へ実績報告書類を提出		
3月頃	・補助金交付		

(4)補助条件等

① 補助対象の防犯カメラ

地域における犯罪の防止を目的として、<u>道路や公園等の公共空間</u>を撮影し、記録するために特定の場所に固定して設置する防犯カメラが対象となります。

防犯カメラの機能強化に係る設置機器の更新も補助の対象となります。

防犯カメラの設置及び運用については、プライバシー保護のために、総会、役員会等で 合意を得ることが必要です。また、設置箇所周辺の住民にも必ず同意を得てください。 ② 補助対象団体:自治会町内会、地区連合町内会

③ 補助対象経費

防犯カメラの機器購入費及び当該カメラ設置工事にかかる経費 ※電気料金、修繕、点検などの維持管理費は補助対象外

④ 補助内容

防犯カメラ1台ごとに補助対象経費の10分の9

補助上限額: 280,000円

⑤ 補助予算台数

180 台

予算の範囲内で交付決定をするため、申請をいただいても補助されない場合や、申請した台数の一部が補助されない場合があります。その場合、防犯活動の取組状況・犯罪発生状況などを考慮し、補助金の交付を決定します。

⑥ 令和6度度からの変更点

- ・補助上限額が21万円から28万円へ、補助予算台数が150台から180台へ拡充します。
- ・防犯カメラの機能強化に係る設置機器の更新についても補助の対象とします。
- ・公園内のみを撮影する防犯カメラにあっても補助の対象とします。
- ・提出書類の省略など、申請手続きを簡略化します。

【参考】民間事業者による防犯カメラ設置の取組

自治会町内会が飲料自動販売機の設置場所を提供できる場合、その売上・利益により、防犯カメラの 設置費用等を賄う取り組みをしている事業者があります。横浜市地域防犯カメラ設置補助制度を利用せ ずに防犯カメラの設置を検討する場合は参考にしてください。

※設置条件等については飲料メーカーごとに異なります。詳細につきましては、横浜市 HP をご覧いただくほか、神奈川県くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課までお問い合わせください。

神奈川県HP→https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f5g/anan/annet/index.html

横浜市HP→



市民局地域防犯支援課

電話:045-671-3705

電子メール: sh-chiikibohan@city. yokohama. lg. jp



‡ 令和7年度 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金

申請受付開始(予定) 4月1日~

申請期限9月末/予算上限に達し次第、受付終了

会館への 省エネエアコン・ 太陽光発電設備等 の設置に補助 (補助率 2/3)

建築士が、 現地にてご相談を お受けします (訪問アドバイザー派遣

4/1~予約開始)

「7年度版募集案内」



横浜市 会館脱炭素



公開しまし

■申請までの 3ステップ

- (1) 施工案作成対象製品・工事内容・予算等の確認、事業者へ見積依頼
- ② | 会の意思決定| 自治会町内会としての意思決定(総会・定例会等での確認)
- ③ |申請準備|「募集案内」を確認して、申請に必要な書類の作成・準備
- ■対象製品 ※補助基準の詳細は、「募集案内」参照

LED 照明器具

60万円

省エネ性能 **★★★★★★★4.0**

- ・統一省エネラベル省エネ性能★4つ以上
- 省エネ型製品情報サイト未掲載の場合 トップランナー基準達成製品



電球形 LED ランプのみの 交換も対象

(トップランナー基準達成製品)

エアコン



補助上限額

30万円

家庭用

省エネ性能

統一省エネラベル省エネ性能 ★2.4 つ以上

業務用 トップランナー基準達成製品

断熱窓など



断熱窓



太陽光 発電設備

蓄電池

補助上限額

合算で 200 万円

いずれかの実施でも申請ができます。 ※断熱窓:会館の状況により、補助基準に合う製品が 見当たらない場合はお問合せください。

■対象団体

会館を所有している*自治会町内会・地区連合町内会

※会館を自己所有していない場合や、集合住宅等の集会所を活動の拠点としている町内会 等も補助対象とします。

■「4/1~〕 申請書提出先/訪問アドバイザー事前予約/問合せ先

横浜市住宅供給公社 街づくり事業課

電話 045-451-7740

受付時間 平日9時~17時

●申請方法は、

横浜市住宅供給公社へ、

Eメール、郵送、

公社窓口に持参(予約制)

※本補助金の実施は、令和7年度横浜市予算案が横浜市会において、議決された後に確定します。 事業実施主体:横浜市市民局地域活動推進課 電話 045-671-2317

令和6年度 自治会町内会館脱炭素化推進事業

実績報告

補助制度をご活用いただき、ありがとうございました

■補助申請実績

435件

○整備項目別件数

LED照明	エアコン	断熱窓	太陽光発電	蓄電池
246件	301件	21件	8件	7件

※1申請につき、複数項目の申請が可能なため、整備項目別件数の合計は、補助申請実績435件と一致しません。

■太陽光パネルの設置や窓の断熱化で、脱炭素+αの効果も

- ・太陽光パネルを設置いただいた自 治会では、省エネだけではなく、 停電時などの電源の供給に活用す る計画です。
- ・窓の断熱化として、内窓を設置した自治会では、断熱効果のほかにも、遮音性能が向上し、カラオケの音漏れにも効果があった、という声が聞かれました。



↑太陽光パネルの設置



↑窓の断熱化(内窓の設置)

■脱炭素普及セミナーも開催

整備後の会館で「脱炭素普及セミナー」を実施しました(18か所)。 脱炭素の取組の大切さやメリットの説明とともに、太陽光発電量を確認したり、 断熱窓を触ってみたりと、効果を実感していただくことで、ご家庭での脱炭素 に向けた行動につなげていただくことを目指しました。

ご協力いただきました自治会町内会の皆さま、ありがとうございました。



↑セミナーの様子



↑セミナーの開催報告を回覧していただきました

LED防犯灯事業について【お知らせ】

(1)横浜市のLED防犯灯について

横浜市が管理する防犯灯 約 18 万灯 鋼管ポール型 約2万灯 電柱共架型 約16万灯 (電柱につけた灯具を管理) (独立柱を建て、灯具をつけて柱ごと管理) 灯具の横に黄色のプレートが付いています ポール本体に黄色の プレート又は銀色の シールが付いています プレートタイプ シールタイプ 磯子区 旭区H Y 鶴見区 Y 瀬谷区

AP 1234

- ・物価高騰等により事業費は年々増大していますが、電気料金など縮減できない経費が 事業費全体を圧迫している状況です。このため、市では、<u>現在ある防犯灯の維持への</u> 対応に注力しています。
- ・一方で、土地利用が変わり現在は設置基準を満たさないものがあります。街の灯り全体のバランスよい配置を目指し、防犯灯の適正配置を進めていく必要があると考えていますので、引き続き、地域の皆様の御理解、御協力をお願いします。

【横浜市防犯灯設置基準(抜粋)】

- ・設置場所は、自治会町内会の区域内及びその周辺で<u>多くの地域住民が通行する道路を照明</u> する場所とする。ただし、原則として集合住宅等の敷地内通路を照明する場所は除く。
- ・<u>灯具は、東電柱又はNTT柱に設置</u>する。ただし、設置できる電柱がない等の理由により やむを得ない場合は、鋼管ポールに設置する。
- ・防犯灯の設置間隔は、屋外照明からおおむね 25 メートル以上とする。ただし、防犯上及 び道路形状等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(2) LED防犯灯の見守りへの御協力について

市が設置したLED防犯灯については、<u>故障の発見・連絡や</u> <u>周辺草木の除去等、日常の見守りを、自治会町内会の皆様に</u> お願いしています。

自治会町内会から移管された<u>鋼管ポール型防犯灯は、設置から年数が経ったものも多く、劣化の著しいものも見られます。倒壊による被害を防止するためにも、見守り活動等により劣化したポールを発見した場合は、速やかな情報提供をお</u>願いします。

ポールの劣化事例

10

9008



【LED防犯灯の故障等を発見された際の連絡先】

- ・○○区地域振興課 電話045- -
- ・市民局地域防犯支援課 sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp
- ■お知らせいただきたいこと
 - ① 管理番号(黄色のプレート又は銀色のシールに記載されている番号)
 - ② 電柱番号、住所及び目標物
 - ③ **不具合の内容**(「点灯していない」「昼間も点いている」「車が衝突し鋼管ポールが傾いた」「鋼管ポールの根元が腐食している」等)
 - ④ 不具合発生の時期(気づいた日)及び時間帯
- *防犯灯は、周囲の明るさを感知して自動点灯します。周囲の状況により、点灯のタイミングが異なることがありますが、故障ではありません。

【注意:電線の垂れ下がりや切断を見つけたとき】

大変危険ですので絶対に近づかず、東京電力パワーグリッド株式会社カスタマーセンター(0120-995-007)に、直接御連絡ください。

※0120番号をご利用になれない場合は 03-6375-9803 (有料)

【電柱の撤去に伴う防犯灯の取扱いについて (参考)】

市の電柱共架型防犯灯は、電柱事業者や土地所有者の許可を得て設置しています。電柱事業者や土地所有者等の都合により、灯具のついた電柱が撤去・移設される場合、原則として防犯灯も同時に撤去・移設となりますので、予め御承知おきください。

(3)鋼管ポール防犯灯の全数点検及び撤去への御理解について

横浜市では鋼管ポールの劣化対策として、過去に点検を行い、その上で劣化が認められるものについて順次対応をしてきましたが、さらに劣化が進んでいる現状を踏まえ、 令和7年度に<u>市内約2万灯の全数の鋼管ポール防犯灯の点検調査</u>を行います。点検では 私有地に立入ることもありますので、予めご承知おきください。

また、著しい劣化が認められた場合、安全を考慮し撤去させていただきます。撤去後は、横浜市防犯灯設置基準に照らし合わせ、①撤去のみ、②近隣電柱に灯具を移設、③ 建替え(鋼管ポール型防犯灯の再整備)のいずれかの対応となります。

なお、現在設置する鋼管ポールは基礎が大きい(約直径 50cm 地中深 1m) ため、既設鋼管ポールと同じ場所及び周辺に設置できない場合もあります。設置可能なスペースを確保できない場合や、近隣の方の合意が得られない場合など、市では建替えできない場合があります。

<u>市の設置する防犯灯は電柱共架型を基本</u>としていることから、建替えは付近に電柱がなく、代替照明を設置す



る場所が無い場合に限ります。

自治会町内会が自ら灯りを設置する際、令和7年度は「地域の防犯力向上緊急補助金 (申請期間4~10月)」も活用できます。鋼管ポールが撤去された場所には、代替手段 として自治会町内会でのセンサーライト等の設置をあわせてご検討ください。

(4) 市による新規設置を希望する際の御申請について

① 令和7年度の新規設置の御申請について

- ・市(18 区)全体で <u>300 灯(電柱共架型)</u>の予定です(鋼管ポール型防犯灯の申請受付は行いません。)。
- ・申請の受付は区地域振興課へ、締切は令和7年5月30日(金)となります。
- ・『令和7年度 電柱へのLED防犯灯の新設申請の手引』にて、設置可能な条件等を確認し、御申請ください。手引と申請書類は、区地域振興課で入手できます。

令和7年度からは、付替制度を使用した防犯灯設置の申請は、通年受け付けます。

♀令和6年度から制度化した「付替制度」とは、周辺の土地利用状況が変わり、防犯灯に頼ることなく十分な明るさを確保できるようになった場所の市管理防犯灯を撤去し、代わりに明かりが必要な場所の電柱に灯具を再設置する制度です。新設予定数(電柱共架型 300 灯)とは別枠で設置できますので、積極的な御検討をお願いします。

② 申請にあたっての留意事項

- ・申請にあたり、近隣の方などの御理解を得るようにしてください。 ※設置後に近隣の方とトラブルになるケースが多く発生しています。
- ・複数の申請を行う場合は、自治会町内会にて十分検討のうえ、必ず優先順位を記載して下さい(優先順位の高い申請から審査します。)。

③ その他の方法で必要な灯りを確保するには

次のような手法で必要な灯りを確保する方法もあります。御検討ください。

	令和7年度は「地域の防犯力向上緊急補助金」の利用
	が有利(9/10補助、上限20万円)で便利です。
自治会町内会が自ら灯り	なお、地域防犯灯維持管理費補助金の対象となる灯り
を設置し、維持管理を行う 	を整備した場合は、翌年度以降、維持管理に係る補助
	金交付(年 2,200 円/灯)が受けられます。
 自治会町内会や宅地開発	事前に横浜市と協議のうえ、設置基準を満たした防犯
事業者が、LED防犯灯を	灯について設置後に横浜市へ防犯灯を寄附いただける
	制度があります。
独自に設置する 	※鋼管ポール型防犯灯は寄附制度の対象外

LED防犯灯事業の市ホームページは

URL: https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bohan/LED/

市連会3月定例会資料 令和7年3月12日 市民局地域活動推進課

自治会町内会活動事例集「ハマの元気印令和デジタル版 vol.3」の公開について【情報提供】

1 事業の趣旨

令和6年11月にウェブ公開した「自治会町内会のための講習会」の内容を中心にまとめた、自治会町内会活動事例集「ハマの元気印令和デジタル版 vol.3」を作成し、ホームページに公開しました。

ICT を活用した負担軽減等の活動事例を紹介していますので、自治会町内会活動のデジタル化推進をご検討の際にご活用ください。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 内容

- (1) 自治会町内会の現状 (組織数や加入率など)
- (2) 事例紹介

事例1 保土ケ谷区 坂本町内会

「自治会 DX の実現に向けて」(LINE を活用した情報伝達)

事例 2 瀬谷区 本郷第一自治会

「回覧文書の電子化」

(「いちのいち」アプリを活用した回覧、ポスターの電子配布)



<新規事例紹介>

事例3 南区 弘明寺公園自治会

「キャッスレス決済導入で集金の負担を軽減」

(「エンペイ」を利用した会費集金)

(3) 自治会町内会活動への補助制度(主な補助制度を掲載)

4 公開先 URL

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/kanyu_sokushin.html

横浜市 自治会町内会への加入促進





5 その他

データ掲載のみとなりますので、冊子が必要な場合は、お手数ですが、上記ホームページからデータをダウンロードの上、印刷いただくようお願いいたします。

事例1、2については、発表動画を上記ホームページから視聴できますので、ぜひご覧ください。

【担当】横浜市市民局地域活動推進課 川口、笹尾

電話:671-2317

Eメール: sh-jichikai@city. yokohama. lg. jp

市連会3月定例会説明資料 令和7年3月12日 市民局地域活動推進課

自治会町内会アンケート調査への御協力について【協力依頼】

日頃より市政・区政に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

横浜市では自治会町内会の活動の状況を把握するとともに、今後の自治会町内会活動に対する本市の支援策の参考とするため、4年に1度「自治会町内会向けのアンケート」を 実施することとしています。

このアンケート調査は皆さまの日頃の活動に関する工夫や課題、御意見等を直接伺うことのできる大変貴重な機会となっております。

つきましては、下記のとおり実施しますので、お忙しいところ大変恐縮ですが、回答に 御協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

1 調査対象

全ての自治会町内会 【参考】令和6年4月時点の単位自治会町内会数 2,827団体

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。アンケートの御回答をお願いいたします。

3 アンケートの内容

別添調査票のとおり

4 回答期限

令和7年5月7日(水)

5 回答について

- (1) 御回答は原則として、自治会町内会長にお願いします。
 - ※ 会長が回答することが難しい場合は、役員の方など、会の状況に詳しい方でも構い ません。
- (2) 提出にあたっては、総会などで自治会町内会として議決する必要はありませんので回答者の率直な御回答をお願いします。

6 回答方法

(1) Web の場合

横浜市電子申請・届出システムより御回答ください。

<スマートフォンの場合>

右の二次元バーコードを読み取っていただき、本市電子申請ページより御回答ください。積極的な御活用をお願いいたします。



トアンケートの 二次元コード

<パソコンの場合>

- ①「横浜市電子申請・届出システム」で検索いただき、本市電子申請ページより 御回答ください。
- ②「横浜市電子申請・届出システム」の画面左上の「手続き一覧(個人向け)」を クリックし、キーワード検索に「市民局 自治会 アンケート」と入力し検索く ださい。

https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/202dbb29-1dc3-4bc9-b377-4ac34075f00e/start

(2) 郵送の場合

アンケート用紙送付時に同封する返信用封筒で御返送ください。

7 スケジュール (参考)

3月末 各区連会終了後、自治会町内会長あてに各区配送ルートを通じて アンケート用紙等を送付します。

5月7日 提出期限までに御回答・御提出をお願いします。

6~10月 調査集計・分析

11月以降 自治会町内会に結果をフィードバックします。

市民局地域活動推進課

担当:川口、笹尾

TEL 671-2317 FAX 664-0734

Eメール: sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp

自治会町内会アンケート

アンケートのご回答にあたってのお願い

- ◎ この調査票のご回答は、(原則) 自治会町内会の会長にお願いします。
- ◎ この調査は自治会町内会の活動状況を把握し、今後の自治会町内会の活動に対する本 市の施策の参考資料とすることを目的としています。
- ◎ 提出にあたっては、総会などを開き自治会町内会として決議する必要はありません。
- ◎ 全ての項目にご回答をお願いします。
- ◎ 設問によって、(1つに○)(全てに○)といった、ことわり書きを付していますので、ご注意ください。また、次にご回答いただく項目を示している場合は、それにしたがってください。
- ◎ アンケート実施期間:令和7年3月~令和7年5月アンケート回答期限:令和7年5月7日(水)※郵送の場合もこの日までに投函してください。

回答方法

◆スマートフォンによる電子申請

<u>右の二次元バーコードを読み取っていただき</u>、本市電子申請ページより ご回答ください。積極的なご活用をお願いいたします。



↑二次元コード

◆パソコンによる電子申請

① 「横浜市電子申請・届出システム」で検索いただき、 本市電子申請ページよりご回答ください。

横浜市電子申請・届出システム

検索

②「横浜市電子申請・届出システム」の画面左上の「手続き一覧(個人向け)」をクリックし、 キーワード検索に「市民局 自治会 アンケート」と入力し検索ください。

 $\frac{\text{https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/202d}}{\text{bb29-1dc3-4bc9-b377-4ac34075f00e/start}}$

◆紙でのご提出

同封の返信用封筒をご使用ください。

調査主体:横浜市 市民局 地域活動推進課 (〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10)

※自治会町内会名が分からない状態で集計し、結果は公表させていただきます。

区 自治会町内会名

所属する地区連合名(※地区連合に加入している場合のみ)

自治会町内会の区域(エリア)について、1つにO をしてください。

① 町・丁を単位とするなど地域を区域 ②団地を区域 ③マンションを区域

市民局・区役所が記入・使用します

NO.

1 自治会町内会長について

該	当するものに〇、	[]	内には数字	字をご	記入くださ	٠ / ١٥						
(1)	会長の年齢											
	① 20 歳代以下		30 歳代		40 歳代		50 歳代					
	⑤ 60 歳代	6	70 歳代	7	80 歳代	8	90 歳以上					
(0)	今 目の 世 則											
(2)	会長の性別 ① 男性	2	女性	3	無回答							
	① <i>》</i> //正	٧	ダル	0	<u> </u>							
(3)	会長の職業											
	① 会社員	2	公務員	3	自営	4	無職					
	⑤ その他 ()							
	^ = <i>-</i> + = + = +											
(4)	会長の在職年数	左 口										
	(会長を辞めた後に	年目 · 西バヘリ	ミに計任それ	た担合	け 口帯の	出用 利。	今めた涌笛でも	2ダラノゼキロ)				
	(云文を計めた後に	- 円 い 云 双	でに別任され	ルで物口	は、以前の;	別目り	古めた囲昇(4	9合んへんひい。/				
(5)	会長の任期											
, - ,	 規約で任期を 	定めてい	ハる 任	期〔		〕年	再任〔	〕回まで				
	② その他 (, _	,	-,,,)	,		, , , , , ,				
(6)	会長の選出方法											
	① 立候補/推薦	詩制 (2 輪番制	③ ·	その他()				
2 自治	台会町内会館に	ついて										
			· -+- 4.									
(1)	自治会町内会館:		\sim \rightarrow (:	2) 1-	ナンギ フェノ ナ	:+ı\						
	(1) by (<i>4) /</i>	\rightarrow (,	3) [=	の進みくだ	- C () o						
(2)	会館の概況等に	ついて	該当する:	±.のに	○をしてく	゚゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙	.)					
\ _/	また、[] 内				_	. /	0					
→ -r.					-							
ア所	在地	<u>X</u>										
イ種	另门	① 戸刻	建て ②	建物	7の1室(合築含	む)					
. 1. Lette	244	① 木 ì	告 ②) 鉄骨		3 鉄	<u></u> 筋コンクリー	ート造				
ウ 構	道 	④ その	の他 ()						
工築	年数	築〔		〕年	または	[〕年刻	建 築				
		① 自治	冶会町内会	単独て	:所有 (② 共同	司で所有					
才 会	館の正右形能	③ 借	家または借	間	(④ 集合	合住宅の集会	室				
八 云	館の所有形態											

※アンケートにご回答時点での、自治会町内会長についてご回答ください。

		① 新築時から耐震基準を満たしている									
		② 耐震補強工事を実施済みである 〔 年度〕									
カ		③ 今後、耐震補強予定である〔 年度〕									
	耐震対策について	④ 耐震基準を満たさないが、 <u>資金不足のため</u> 補強工事予定はない									
		⑤ 耐震基準を満たさないが、 <u>建替えのため</u> 補強工事予定はない									
		⑥ 耐震基準を満たしているかは <u>不明</u> (耐震診断未実施等)									
		⑦ その他 ()								
		① 省エネ設備導入済みである									
		(設備名:ア LED照明 イ エアコン ウ 断熱窓 エ	太陽光発電)								
キ	脱炭素化について	② 省エネ設備導入に向け検討中									
		③ 省エネ設備導入の予定なし									
		(理由:)								

(3) 今後の会館に対する考え方について、該当するもの全てにOをしてください。 (会館整備の予定があれば、整備予定年度も記入してください。)

=会館がない自治会町内会=

- ① 会館はなく、建設・購入予定もない(地区センター等の公共施設やマンション集会 室等の共用スペースを利用など)
- ② 会館はないが、今後、新築(購入)を予定 [年度]

=会館がある(賃借を含む)自治会町内会=

- ① 会館はあるが、整備(建替え、修繕等)の予定はない
- ② 会館はあるが、今後は地区センター等の公共施設やマンション集会室等の共用スペースの利用に転換していく予定
- ③ 会館があり、現会館の建替え、修繕等の整備を予定 (下表に整備内容・年度を記入してください(あてはまるもの全て))

整備内容	ア新築・購入		イ 増築		ウ 修繕		工	耐震改修	オ	その他改修
		・建替え								
整備年度	[年度〕	[年度〕	[年度〕	[年度〕	[年度〕

(4) 地区連合町内会館がありますか。(地区連長を兼務されている方のみ回答)

あり
 なし → 3にお進みください。

(5) 地区連合町内会館の概況等について、該当するものに〇をしてください。 また、[]内には数字をご記入ください。(地区連長を兼務されている方のみ回答)

ア	所在地	<u> </u>	
イ	種別	① 戸建て	② 建物の1室(合築含む)
ウ	構造	 木造 その他(② 鉄骨造③ 鉄筋コンクリート造)
工	築年数	築〔	〕年または〔〕年建築

3 地区連合町内会の加入について 地区連合町内会に入っていますか。 ② 入っていない→入っていない理由をお答えください。 入っている 4 地域の防犯対策について (1) お住いの地域の治安は、良いと思いますか。該当するもの1つにOをしてください。 ① 良いと思う ② どちらかといえば良いと思う ③ どちらかといえば悪いと思う ④悪いと思う ⑤ わからない (2) 地域の防犯対策として、どのようなことが効果あると思いますか。特に犯罪抑止 効果があると思うものを**上位3つまで**〇をしてください。 ① 地域住民による防犯パトロールなどの自主防犯活動 (2)講演会、講習会、防犯教室などによる個人の防犯意識の向上 ③ 防犯カメラの設置 (4) 「夜間の屋外照明」の設置 ※「夜間の屋外照明」とは、防犯灯、地域防犯灯、住宅・マンション・店舗・駐車場等のあかりなど、 夜間に屋外を照らすあかり全般を指します。 ⑤ 不審者情報などの情報提供 ⑥ 清掃活動・落書き消去等の環境整備 ⑦ 警察による取締りやパトロール強化 ⑧ その他() (3)地域に防犯カメラは必要だと思いますか。 \bigcirc 思う ② 思わない (4) 自治会町内会が設置した防犯カメラはありますか。※録画機能がないダミーカメラは除きます。 (1)ある「 〕台 ② ない (5) 防犯カメラを自治会町内会で設置する検討をしていますか。 している〔 〕台 ② していない (6)地域における防犯カメラの設置や運用にあたっての課題、その他ご意見などが ありましたら、ご記入ください。 (7) その他、地域の防犯対策についてご意見などがありましたら、ご記入ください。

5 あなたの自治会町内会の運営上の課題について

③ 未加入世帯の増加

③ その他区役所の所管課④ 各区ので⑤ 区社会福祉協議会⑥ 地域ケン⑦ その他(間の違い・言葉の問題など)) まず相談する相談先 <u>1つにO</u> をしてください。 也域振興課自治会町内会担当 方民活動支援センター
 ⑦ 自治会町内会館がない ⑧ 行政からの依頼事項が多い ⑨ 新旧住民の交流が図りにくい ⑩ 外国人が増え、対応が難しい(生活習慣) ⑪ その他(⑫ 特に困っていない (2) 日頃の自治会町内会運営におけるお困りごとについて、 ① 区役所の地区担当 ② 区役所均 ③ その他区役所の所管課 ④ 各区の前 ⑤ 区社会福祉協議会 ⑥ 地域ケステンの他((3) (1) で挙げていただいた課題について、エ) まず相談する相談先 <u>1つにO</u> をしてください。 也域振興課自治会町内会担当 5民活動支援センター
 ⑧ 行政からの依頼事項が多い ⑨ 新旧住民の交流が図りにくい ⑩ 外国人が増え、対応が難しい(生活習性) ⑪ その他(⑫ 特に困っていない (2) 日頃の自治会町内会運営におけるお困りごとについて、 ① 区役所の地区担当 ② 区役所対 ③ その他区役所の所管課 ④ 各区の可 ⑤ 区社会福祉協議会 ⑥ 地域ケス ⑦ その他((3) (1) で挙げていただいた課題について、エ) まず相談する相談先 <u>1つにO</u> をしてください。 也域振興課自治会町内会担当 5民活動支援センター
) まず相談する相談先 <u>1つにO</u> をしてください。 也域振興課自治会町内会担当 5民活動支援センター
 ⑩ 外国人が増え、対応が難しい(生活習性) ⑪ その他(⑫ 特に困っていない (2) 日頃の自治会町内会運営におけるお困りごとについて、 ① 区役所の地区担当 ② 区役所均 ③ その他区役所の所管課 ④ 各区の可 ⑤ 区社会福祉協議会 ⑥ 地域ケック ぞの他() まず相談する相談先 <u>1つにO</u> をしてください。 也域振興課自治会町内会担当 5民活動支援センター
 ① その他(② 特に困っていない (2)日頃の自治会町内会運営におけるお困りごとについて、 ① 区役所の地区担当 ② 区役所均 ③ その他区役所の所管課 ④ 各区の可 ⑤ 区社会福祉協議会 ⑥ 地域ケステーター ⑦ その他() まず相談する相談先 <u>1つにO</u> をしてください。 也域振興課自治会町内会担当 5民活動支援センター
 ② 特に困っていない (2) 日頃の自治会町内会運営におけるお困りごとについて、 ① 区役所の地区担当 ② 区役所が ③ その他区役所の所管課 ④ 各区ので ⑤ 区社会福祉協議会 ⑥ 地域ケスで ⑦ その他(地域振興課自治会町内会担当 市民活動支援センター
(2) 日頃の自治会町内会運営におけるお困りごとについて、 ① 区役所の地区担当 ② 区役所対 ③ その他区役所の所管課 ④ 各区の 5 区社会福祉協議会 ⑥ 地域ケッ で その他 (地域振興課自治会町内会担当 市民活動支援センター
 ① 区役所の地区担当 ② 区役所均 ③ その他区役所の所管課 ④ 各区の可 ⑤ 区社会福祉協議会 ⑥ 地域ケン ⑦ その他(地域振興課自治会町内会担当 市民活動支援センター
 ③ その他区役所の所管課 ④ 各区ので ⑤ 区社会福祉協議会 ⑥ 地域ケンで ⑦ その他(方民活動支援センター
⑤ 区社会福祉協議会⑥ 地域ケスクラック⑥ で挙げていただいた課題について、エ	
⑦ その他((3)(1)で挙げていただいた課題について、エ	アプラザ)
(3)(1)で挙げていただいた課題について、エ)
(3)(1)で挙げていただいた課題について、エ ご記入ください。	
 (4) 自治会町内会役員の高齢化や担い手不足を認	 関とする自治会町内会が多い中で、
自治会町内会活動や運営を継続するために必	要だと思うこと <u>1つに〇</u> をして
ください。	
① 自治会町内会事務のデジタル化	
② 自治会町内会事務の外部化	
③ NPO など他の地域活動団体との連携	
④ 企業との連携	
⑤ 高校、大学との連携	
⑥ 小、中学校との連携	
⑦ 地区連合町内会内の協力	
⑧ 他自治会との統合	
⑨ その他()
(5)役員のなり手を増やすため、工夫されてい	ることがありましたら、ご記入ください。

(1) 運営上課題となっている項目について、上位3つまでOをしてください。

① 役員のなり手が少ない(役員の高齢化・負担が大きいなど)

② 行事(お祭りなど)の参加者が少ない(内容のマンネリ化など)

6 自治会町内会のデジタル活用状況について

自治会町内会で導入	(活用)	しているデジタルツ-	-ルについて、	該当するもの 全てに〇
をしてください。				

			「内女(今人(右角)している アファルフェルについ	C、該当するもの <u>主でに</u>
	をし		ださい。	
		1	役員間での LINE を用いた連絡・情報発信	
		2	自治会町内会ホームページ	
		3	自治会町内会のインスタグラム	
		4	自治会町内会の LINE 公式アカウントの開設	
		(5)	自治会町内会向けアプリの導入(アプリ名:)
		6	キャッシュレス決済サービスの利用(例:PayPay	等)
		7	その他のツール()
		8	導入していない(理由:)
7	自治	会	「内会への加入に向けての取組について	
	(1)		1入者(新たに引っ越しをしてきた方を含む)に対す	る加入の勧誘について、
		実施	返しているもの <u>全てに〇</u> をしてください。	
		1	訪問して勧誘	
		2	パンフレットなどをポストへ投函	
		3	お祭りやイベントのときにパンフレットなどを配っ	布
		4	行っていない →(2)へお進みください 。	
		5	その他()
	(2)	(1))で <u>「④ 行っていない」に〇をされた方</u> にお伺い	します。
		行っ	っていない理由として該当するもの <u>全てに〇</u> をしてく	だい。
		1	勧誘を行う人手が不足しているから	
		2	学生などの単身世帯が多く、加入に結び付かない	と思うから
		3	加入に際しては、相手からの申し出が大切だと思	うから
		4	現状の会員数が適当と思うから	
		(5)	市役所、区役所が実施してくれているから	
		6	その他()
	(3)	加入	、をしない(断られる)理由として聞いている項目 <u>全</u>	:てに〇 をしてください。
		1	人づきあいが面倒、おっくうだから	
		2	ほとんど家にいない、活動に参加できないから	
		3	班長や役員をやりたくないから	
		4	会費を払いたくない、会費の負担が大きいから	
		5	何をしているのか分からない、加入メリットが分れ	いらないから
		6	引っ越す予定があるから、学生又は単身だから	
		7	近所の知り合いが加入していないから	
		8	その他()

(4)	自治会町内会への加入に向けて、行政の支援として有効と考えられる項目
	全てにOをしてください。
	① 転入者への自治会町内会活動の周知
	② 転入者への自治会町内会連絡先の提供
	③ 地域住民への自治会町内会活動の周知
	④ 自治会町内会へのマンション建設の情報提供
	⑤ 不動産、住宅建築業界への協力要請
	⑥ ホームページ開設などの自治会町内会情報発信の支援
	⑦ その他())
	⑧ 支援は不要
<i>(</i> - <i>)</i>	
(5)	加入の勧誘にあたって、課題となっていることがありましたら、ご記入ください。
(6)	加入世帯を増やすため、工夫されていることがありましたら、ご記入ください。
自治	台会町内会の特徴的な活動について
白衫	9今町中でで行っている特徴的な活動がもりましたと、 ごうろください
日河	台会町内会で行っている特徴的な活動がありましたら、ご記入ください。
	
行政	なからの依頼事項について

9

- (1) 行政からの依頼についてお答えください。
 - ① 負担だと感じるものがある
 - ② それほど負担ではない → (3) へお進みください。

	(2)			<u>①負</u> !を感し										いれ	たブ	5(こ)	お信	引い	しま	きす 。	o ·			
		23456	委選国行広	からので、一部ののでは、一部ののでは、一部のでは、一部のでは、一部のでは、一部のでは、一部のでは、一部のでは、一部のでは、一部のでは、一部のでは、一部のでは、一部のでは、一部のでは、一部のでは、一部のでは、	か推薦 事者の (夢 の推薦 を員の	等• 扌	投票	所衍			-掲ラ	示))										
	(3)	行政	対から	の依頼	頃につ	ついて	ご言	意見	がま	あり	まし	た	ò.	ご記	入	くた	きさ	い。						
10	自	治会	町内	会活	動に	関す	るご	ご意	見	など	を、	ご	自由	に	ご訂	込	くた	ごさ	い。					
]		
						 ご協	—— 8力。	 あり	 がと	とう	<u></u> ごさ	! !	まし:	<u></u> た。										
_							ア	ンケ	· -	はる	22	まで	5 -											
【自	治会	町内:	会のは	お役立	ち情	報】								_	_	_	튰	誹	, ر	"覧	< <i>t</i> :	ざさ	۲۱	!
本市	ħ HP	に、	自治	会町内	会へ	の加	入促	進等	等に	役立	ΙΌ	情報	を推	載	して	ָּרֶן.	ます	•						
◆請	講習会	(事	例発表	麦)Yo	uTu	be I	動画	ij(LΙ	NE	なと	ごの	情報	B 周9	印活	用	方法	()		(>)-1 3 3001 WATE		(1程に、確実に) 代で無過事の高い		アプリを かぶ用	
◆ 清	5動事	列集	<u>[</u> [//ː	マの元	気印.	」(過去	去の	様々	7な	事例	をこ	ご紹	介)	Г				3279/2 Q-5323	358500	INE ANT	SNEA C	A MACHINA CONTROL MACHINA CONTROL MACHINA CONTROL MACHINA	o j	↓事例
◆ 力	口入仍	足進チ	ラシ	・ポスク	ター(ダウン	ンロ・	ード	·の」	Lご)	活用	可能	能!)		アプリ登録 いちのいちアプ ハンストールは初 のみ 中央の調査から 新規登録を遂が 個人原歴 プロフィール登 の判断です		に付けて 原数一自治会 EXTENSION TO THE PROPERTY OF T	性 ② …	G 0 W 3 . 3 3 . 5				例の一部
	本	市HF	2(自)	台会町	内会	へのカ	加入	、促近	進ペ	ージ)U	RL		l		さくすると古後の。) アイコンができま	7 200	いちの特徴はごちらす す。 人/#+が地ボフロが名乗む 。 だめのたつかミューアー		50LV5 07.4=>				
) <u>ht</u>	tps://	www.c	city.yok	<u>:oham</u>	a.lg.jp	/kur	ashi/	/kyo	do-m	<u>ana</u>	bi/sh	<u>iminl</u>	kyod	o/ji	chika	ai/ka	anyu	<u>sok</u>	<u>cushi</u>	n.htr	<u>nl</u>		
		横浜	市	自治会	 町内ź	<u></u> 会への)加 <i>フ</i>	ー し促i	—— 進		検索	Ŕ (_					廻						

8

↑二次元コード